貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に 関する調査結果報告 <資金需要者調査>

一資料編一

目次

I. 資金需要者調査(個人向け)

- 1.調査概要
- 2.標本構成
- 3.調査結果
 - (1)改正貸金業法の完全施行日(2010年6月18日)以降の借入状況
 - (2)借入れできなくなった際の行動
 - (3)貸金業者からの今後の借入れの必要性
 - (4)貸金業者に対する返済状況
 - (5)借入れの際に必要となる書類の提出状況
 - (6)借入れの申込手段や借入手段
 - (7)借入残高を段階的に減らしていくための借換えの利用意向
 - (8)ヤミ金融等非正規業者の利用状況
 - (9) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用状況
 - (10) 「借り手の目線に立った 10 の方策」や「金融円滑化対策」の有効性
 - (11) 多重債務者等の生活再建を支援する制度
 - (12) 借入利用者を取り巻く環境の変化
 - (13) 改正貸金業法に対する意見の傾向

Ⅱ. 資金需要者調査(事業者向け)

- 1.調査概要
- 2.標本構成
- 3.調査結果
 - (1)完全施行日以降の借入状況
 - (2)希望どおりの借入れができなかった際の行動と借入れできなくなると仮定した場合にとる行動
 - (3)個人での借入金の事業性資金への転用経験
 - (4)借入れの際に必要となる書類等の提出状況
 - (5)ヤミ金融等非正規業者の利用状況
 - (6) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用状況
 - (7)「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」や 「借り手の目線に立った 10 の方策」の有効性
 - (8)2006年当時からの事業環境の変化
 - (9) 改正貸金業法に対する意見の傾向

I. 資金需要者調査(個人向け)

調査概要

(1) 調査方法

調査対象	調査会社に登録している 20 歳以上のインターネットモニター
回答者数	・プレ調査:192,149名 ・借入利用者:3,618名 ※ 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高がある借入利用者 3,618名を抽出 ・専業主婦(主夫):1,187名 ※ 消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入経験があり、パート収入含む一切の収入がない専業主婦(主夫)を抽出
調査方法	インターネット調査法
調査期間	2011年11月18日から12月14日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社 NTT データ経営研究所

(2) 調査目的

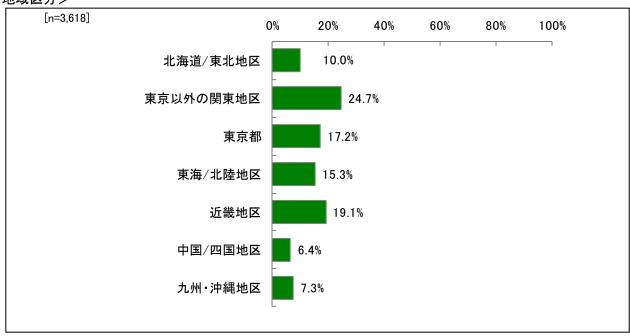
プレ調査	借入利用者、専業主婦(主夫)を抽出するために実施する調査
借入利用者	現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入 残高のある借入利用者に対して、貸金業法改正がどのような影響を及ぼすかなどを把 握するために実施する調査
専業主婦 (主夫)	今回の貸金業法改正で相応の影響を受けることが想定される専業主婦(主夫)に対して、借入状況やヤミ金融への接触状況などを把握するために実施する調査

【参考:昨年度調査の概要】

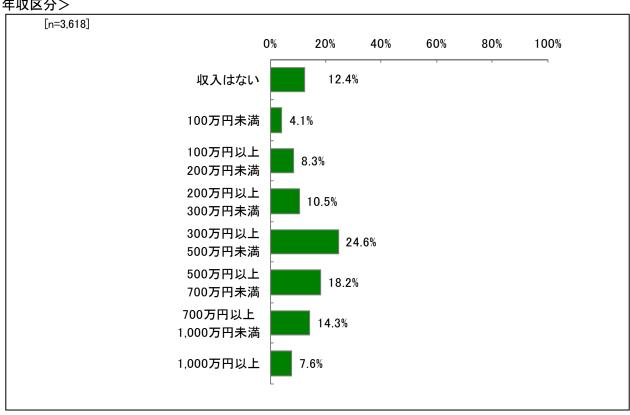
調査対象	調査会社に登録している 20 歳以上のインターネットモニター
回答者数	 ・プレ調査:214,509名 ・借入利用者:3,000名 ※ 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高がある借入利用者 3,000名を抽出 ・専業主婦(主夫):482名 ※ 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある、パート収入含む一切の収入がない専業主婦(主夫)を抽出
調査方法	インターネット調査法
調査期間	2011年1月21日から2月15日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社 NTT データ経営研究所

標本 構成

<地域区分>

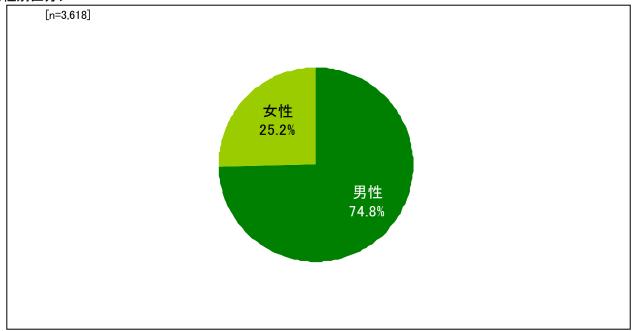


<年収区分>

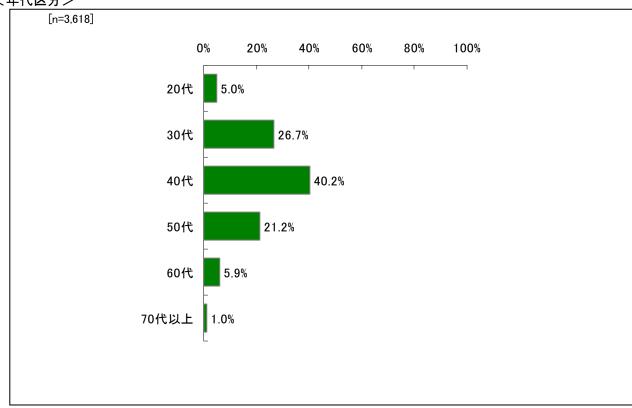


標本構成

<性別区分>



<年代区分>

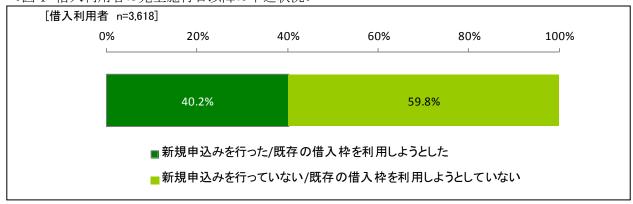


(1) 改正貸金業法の完全施行日(2010年6月18日)以降の借入状況

① 借入申し込み状況

借入利用者に対して、改正貸金業法(*1)の完全施行日以降の借入れ申し込み状況について調査したところ、「新規申込みを行った/既存の借入枠を利用しようとした」は 40.2%、「新規申込みを行っていない」は 59.8%となった。

<図1 借入利用者の完全施行日以降の申込状況>

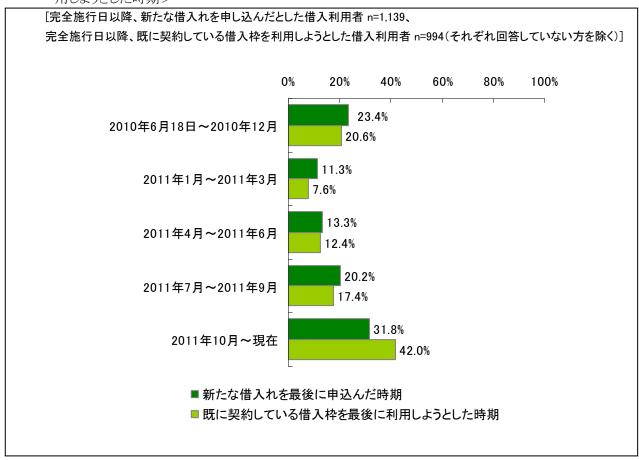


(*1) 2006年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行された。2010年6月18日に出資法上限金利の引下げ、総量規制の導入、財産的基礎要件の引上げ(5,000万円)等の改正貸金業法第4条施行(完全施行)が行われた。

② 完全施行日以降、新たな借入れを申し込んだ、または既に契約している借入枠を利用しようとした時期

完全施行日以降に借入れの申し込みを行った借入利用者に対して、その最後に行った申込時期について調査したところ、完全施行日直後である「2011 年 10 月~現在」と回答した割合が、新規の申し込みで 31.8%、既に契約している借入枠内での利用で 42.0%とそれぞれ最も高く、次いで「2010 年 6 月 18 日~2010 年 12 月」と回答した割合が新規の申し込みで 23.4%、既に契約している借入枠内での利用で 20.6%とそれぞれ続いた。

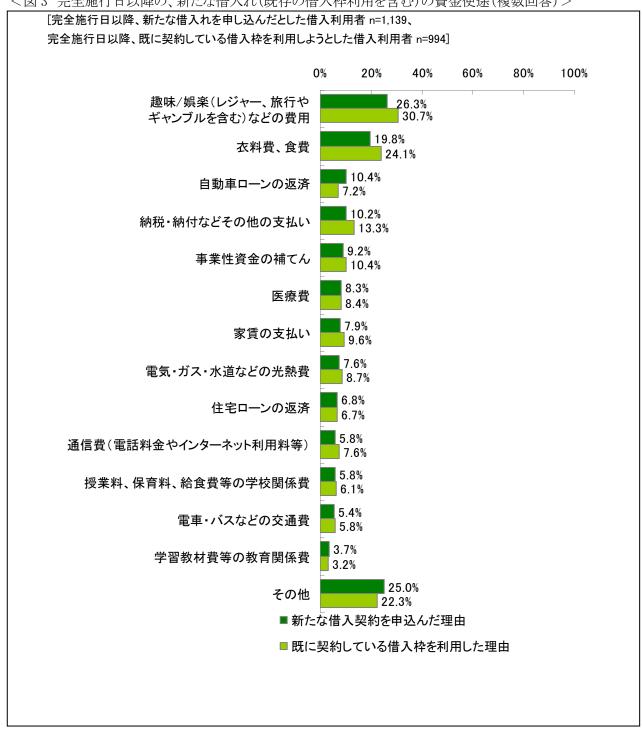
<図 2 完全施行日以降、新たな借入れを最後に申し込んだ、または既に契約している借入枠を最後に利用しようとした時期>



③ 完全施行日以降の、新たな借入れ(既存の借入枠利用を含む)の資金使途

完全施行日以降に借入れの申し込みを行った借入利用者に対して、その資金使途について調査したところ、「趣味/娯楽」と回答した割合が、新規の申し込みで 26.3%、既に契約している借入枠内での利用で 30.7%とそれぞれ最も高く、次いで「衣料費、食費」と回答した割合が新規の申し込みで 19.8%、既に契約している借入枠内での利用で 24.1%とそれぞれ続いた。

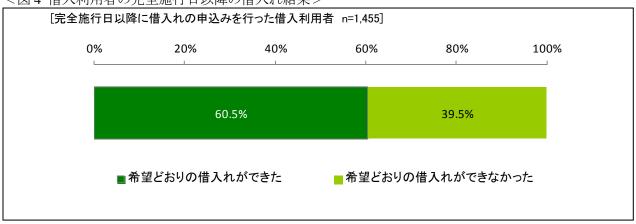
<図3 完全施行日以降の、新たな借入れ(既存の借入枠利用を含む)の資金使途(複数回答)>



④ 借入れ結果

完全施行日以降に借入れの申し込みを行ったとした借入利用者に対して、借入れの結果を調査したところ、「希望どおりの借入れができた」が 60.5%、「希望どおりの借入れができなかった(*2)」が 39.5%となった。

<図4 借入利用者の完全施行日以降の借入れ結果>

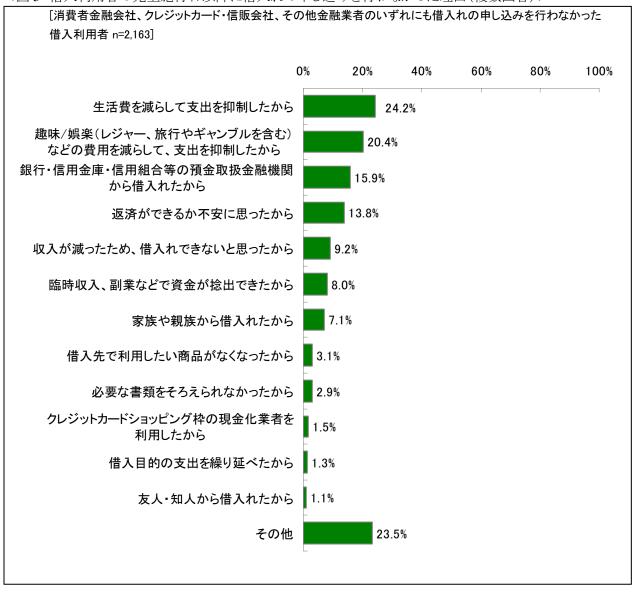


(*2) 借入れ申込みに対する結果が、「借入れできたが、希望どおりの金額ではなかった」、「(希望どおりの金額ではなかったので、)借入れをやめた」、「借入れを断られた(借入れできなかった)」とした回答者。

⑤ 借入れの申し込みを行わなかった理由

完全施行日以降に、消費者金融会社、クレジットカード・信販会社、その他金融業者のいずれにも借入れの申し込みを行わなかったとした借入利用者に対して、その理由について調査したところ、「生活費を減らして支出を抑制したから」が 24.2%と最も高く、「趣味/娯楽(レジャー、旅行やギャンブルを含む) などの費用を減らして、支出を抑制したから」が 20.4%、「銀行・信用金庫・信用組合等の預金取扱金融機関から借入れたから」が 15.9%となった。

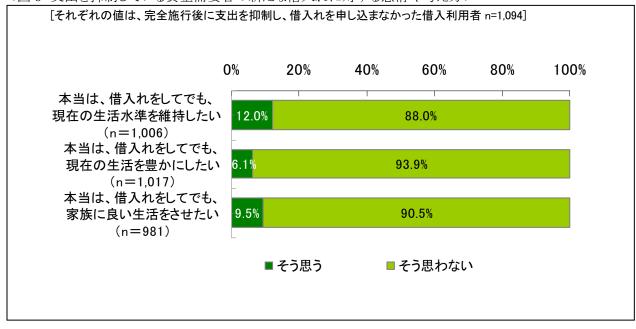
<図5 借入利用者の完全施行日以降に借入れの申し込みを行わなかった理由(複数回答)>



⑥ 支出を抑制している資金需要者の新たな借入れに対する感情や考え方

完全施行後に支出を抑制し、借入れを申し込まなかった借入利用者に対して、新たな借入れに対する 感情や考え方について調査したところ、「本当は、借入れをしてでも、現在の生活水準を維持したい」と 回答した割合は 12.0%、「本当は、借入れをしてでも、現在の生活を豊かにしたい」が 6.1%、「本当は、 借入れをしてでも、家族に良い生活をさせたい」が 9.5%となった。

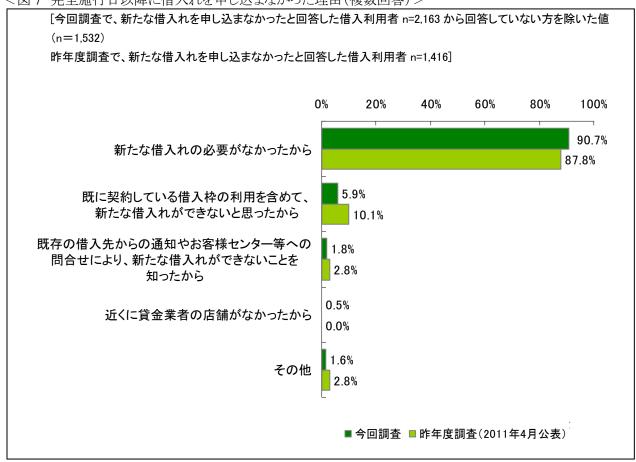




⑦ 借入れを申し込まなかった理由

新たな借入れを申し込まなかったとした借入利用者に対して、その理由について調査したところ、「新たな借入れの必要がなかったから」と回答した割合が 90.7%と最も高く、「既に契約している借入枠の利用を含めて、新たな借入れができないと思ったから」が 5.9%、「既存の借入先からの通知やお客様センター等への問い合わせにより、新たな借入れができないことを知ったから」が 1.8%と続いた。

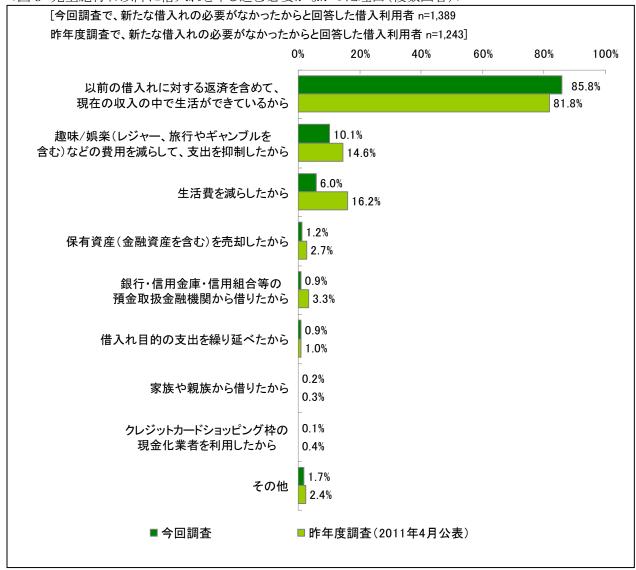
<図7 完全施行日以降に借入れを申し込まなかった理由(複数回答)>



⑧ 借入れを申し込む必要がなかった理由

新たな借入れの必要がなかったからとした借入利用者に対して、その理由について調査したところ、「以前の借入れに対する返済を含めて、現在の収入の中で生活ができているから」と回答した割合が85.8%と最も高く、「趣味/娯楽(レジャー、旅行やギャンブルを含む)などの費用を減らして、支出を抑制したから」が10.1%、「生活費を減らしたから」が6.0%と続いた。

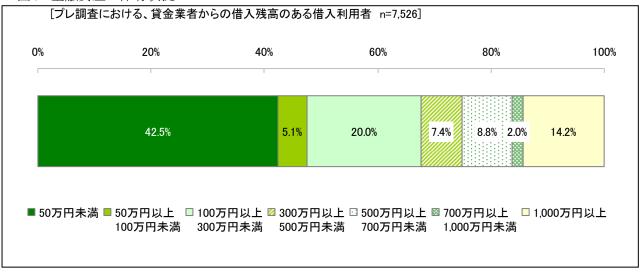
<図8 完全施行日以降に借入れを申し込む必要がなかった理由(複数回答)>



9 金融資産の保有状況

プレ調査で回答した借入利用者に対して金融資産の保有状況について調査したところ、保有する金融 資産が 50 万円未満の借入利用者は 42.5%、50 万円以上 100 万円未満は 5.1%、100 万円以上は 52.4%となった。

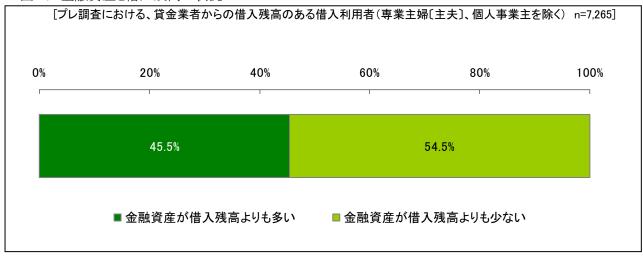
<図9 金融資産の保有状況>



⑩ 金融資産と借入残高の状況

プレ調査で回答した借入利用者に対して金融資産額と借入残高の状況について調査したところ、「保有する金融資産額が借入残高よりも多い」が 45.5%、「保有する金融資産額が借入残高よりも少ない」 は54.5%となった。

<図 10 金融資産と借入残高の状況>

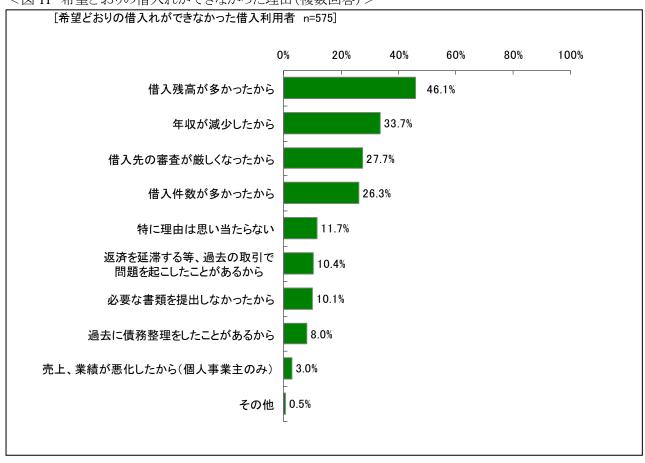


(2) 借入れできなくなった際の行動

① 希望どおりの借入れができなかった理由

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者に対して、借入れできなかった理由として思い当たることを調査したところ、「借入残高が多かったから」が 46.1%と最も高く、次いで「年収が減少したから」が 33.7%、「借入先の審査が厳しくなったから」が 27.7%と続いた。

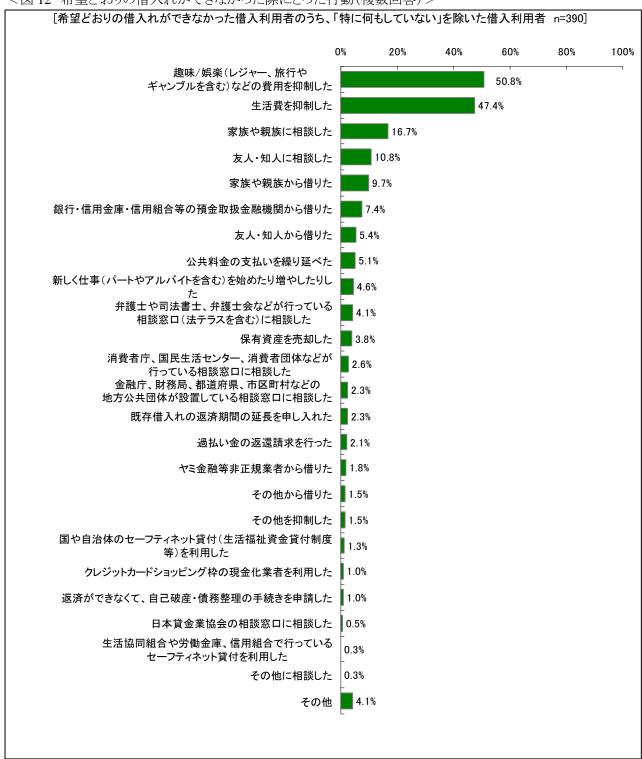
<図 11 希望どおりの借入れができなかった理由(複数回答)>

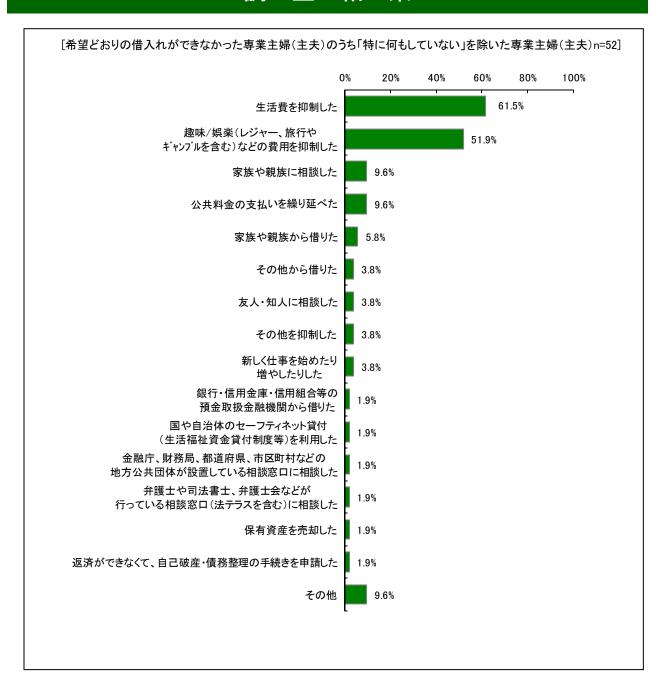


② 希望どおりの借入れができなかった際にとった行動

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者に対して、その際にとった行動では、「趣味/娯楽(レジャー、旅行やギャンブルを含む)などの費用を抑制した」が 50.8%と最も高く、次いで「生活費を抑制した」が 47.4%、「家族や親族に相談した」が 16.7%と続いた。

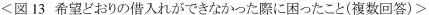
<図 12 希望どおりの借入れができなかった際にとった行動(複数回答)>

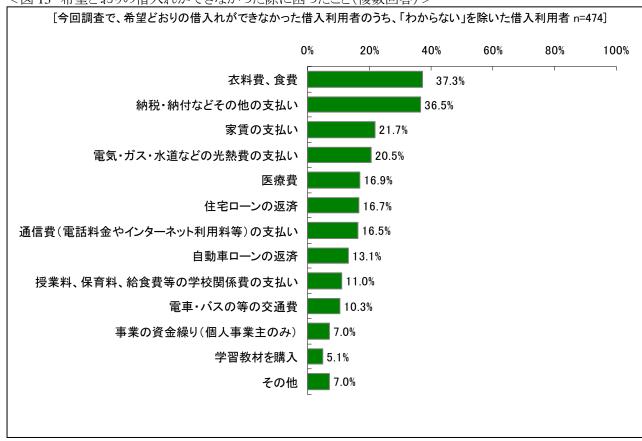




③ 希望どおりの借入れができなかった際に困ったこと

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者に対して、その際に困ったことについて調査したところ、「衣料費、食費(37.3%)」、「納税・納付などその他の支払(36.5%)」といった日常の生活を維持する上で必要な項目が上位を占めた。

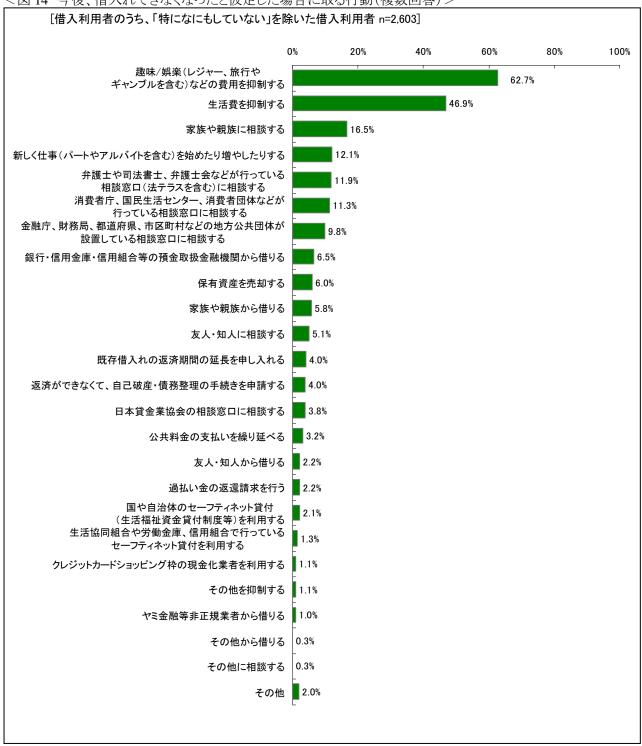




④ 今後、借入れできなくなったと仮定した場合に取る行動

借入利用者に対して、今後貸金業者から一切の借入れができなくなると仮定した場合、どのような行動を取るか調査したところ、「趣味/娯楽(レジャー、旅行やギャンブルを含む)などの費用を抑制する(62.7%)」、「生活費を抑制する(46.9%)」が上位を占めた。

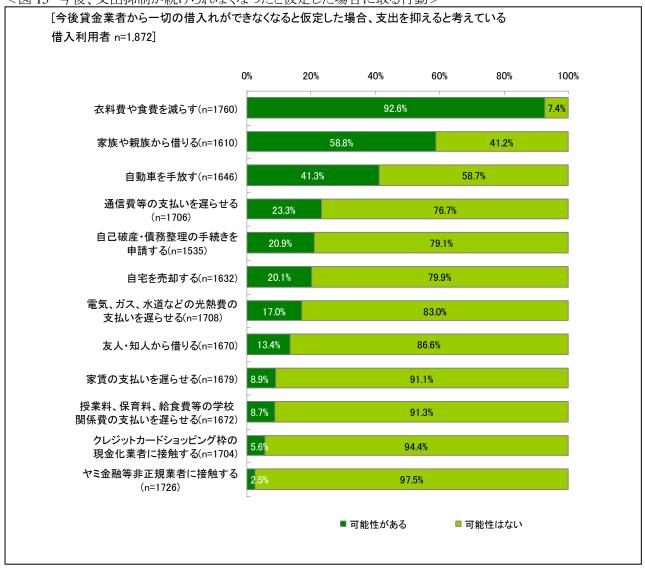
<図 14 今後、借入れできなくなったと仮定した場合に取る行動(複数回答)>



⑤ 今後、支出抑制が続けられなくなったと仮定した場合に取る行動

今後貸金業者から一切の借入れができなくなると仮定した場合、支出を抑えると考えている借入利用者に対して、今後支出の抑制が続けられなくなり、生活費も足りなくなったと仮定した場合に取る行動について調査したところ、「衣料費や食費を減らす(92.6%)」、「家族や親族から借りる(58.8%)」が上位を占めた。

<図 15 今後、支出抑制が続けられなくなったと仮定した場合に取る行動>

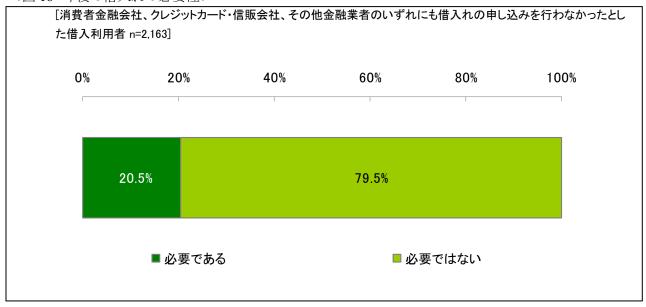


(3) 貸金業者からの今後の借入れの必要性

① 今後の借入れの必要性

消費者金融会社、クレジットカード・信販会社、その他金融業者のいずれにも借入れの申し込みを行わなかったとした借入利用者に対して、今後の借入れの必要性について調査したところ、20.5%が「必要である」と回答した。

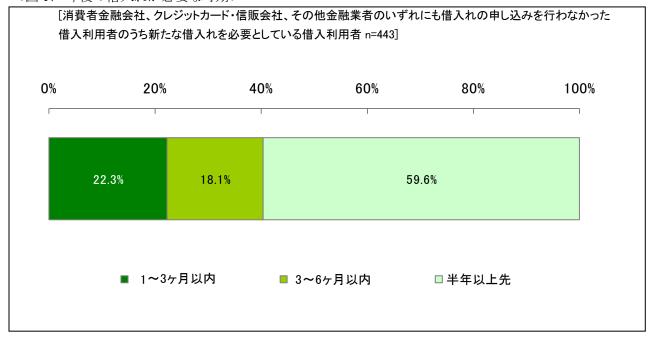
<図16 今後の借入れの必要性>



② 今後新たな借入れが必要とされる時期

消費者金融会社、クレジットカード・信販会社、その他金融業者のいずれにも借入れの申し込みを行わなかった借入利用者のうち、今後新たな借入れを必要としている借入利用者に対して、借入れが必要となる時期について調査したところ、「1~3 ヶ月以内(22.3%)」、「3~6 ヶ月以内(18.1%)」をあわせて40.4%となった。

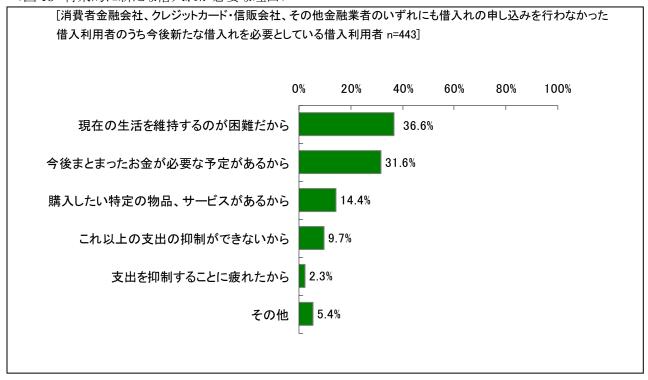
<図17 今後の借入れが必要な時期>



③ 将来的に新たな借入れが必要な理由

今後新たな借入れを必要としている借入利用者に対して、借入が必要な理由を調査したところ、「現在の生活を維持するのが困難だから(36.6%)」、「今後まとまったお金が必要な予定があるから(31.6%)」が上位を占めた。

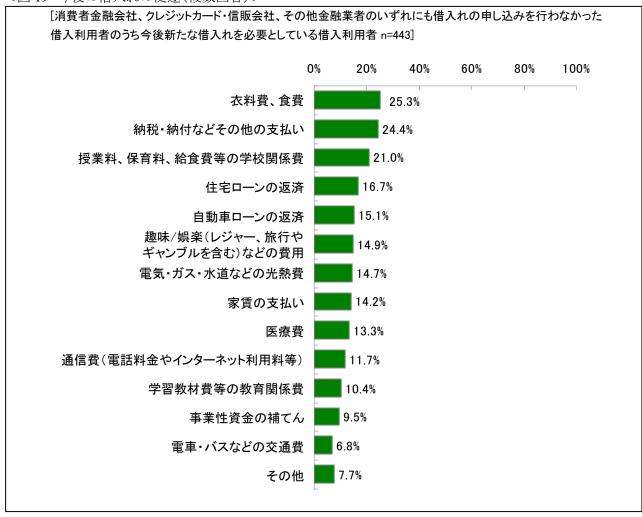
<図18 将来的に新たな借入れが必要な理由>



4 今後の借入れの使途

今後の借入れが必要とした借入利用者に対して、今後の借入れの使途を調査したところ、「衣料費、食費(25.3%)」、「納税・納付などその他の支払い(24.4%)」、「授業料、保育料、給食費等の学校関係費(21.0%)」が上位を占めた。

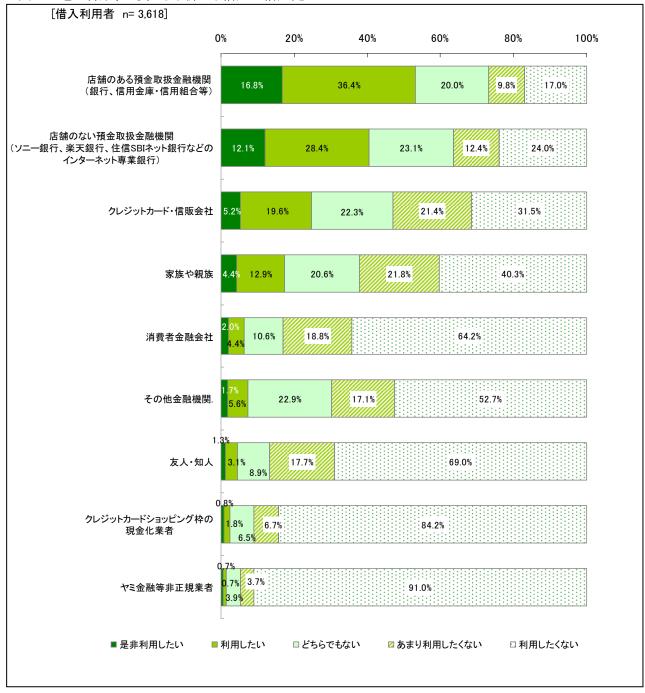
<図 19 今後の借入れの使途(複数回答)>



⑤ 近い将来、必要となる新たな借入の借入先

借入利用者に対して、今後生活を維持するために新たな借入れが必要になると仮定した場合の借入 先を調査したところ、「是非利用したい」と「利用したい」を合わせた割合は「店舗のある預金取扱金融機 関(53.2%)」、「店舗のない預金取扱金融機関(40.5%)」が上位を占めた。

<図 20 近い将来、必要となる新たな借入の借入先>



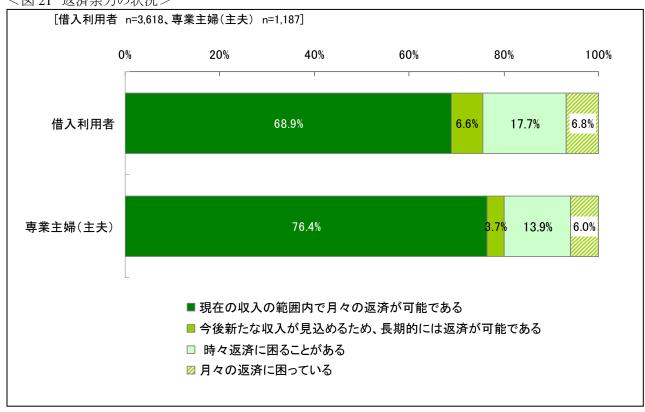
(4) 貸金業者に対する返済状況

① 返済余力の状況

借入利用者に対して、現在の借入れの返済余力について調査したところ、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である(68.9%)」、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(6.6%)」をあわせて 75.5%となった。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある(17.7%)」、「月々の返済に困っている(6.8%)」をあわせて 24.5%となった。

専業主婦(主夫)では、返済が可能であると回答した割合は、「現在の収入の範囲内で月々の返済が可能である(76.4%)」、「今後新たな収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(3.7%)」をあわせて 80.1%となった。一方、返済に困ることがあると回答した割合は、「時々返済に困ることがある (13.9%)」、「月々の返済に困っている(6.0%)」をあわせて 19.9%となった。

<図 21 返済余力の状況>



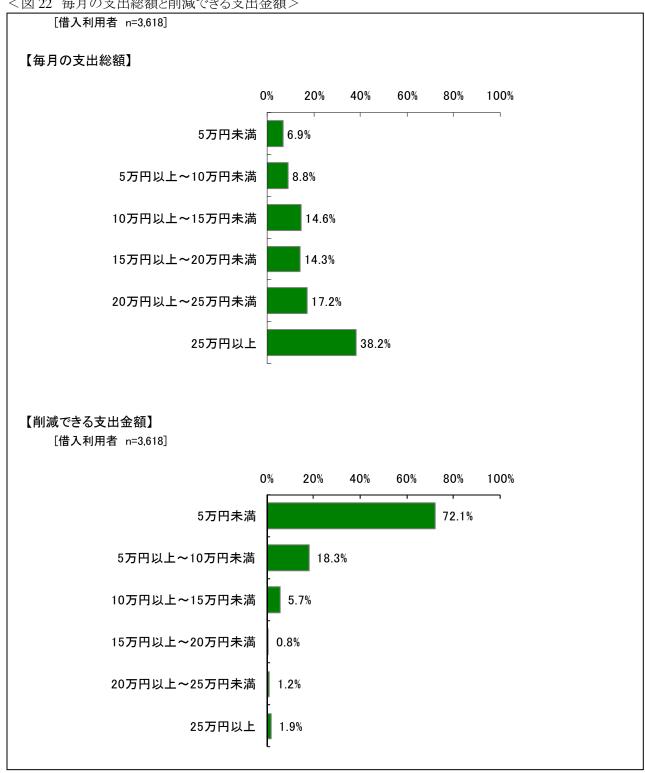
結 果 調 査

② 毎月の支出総額と削減できる支出金額

借入利用者に対して、毎月の支出総額を調査したところ、毎月の支出総額は「25 万円以上(38.2%)」、 「20万円以上~25万円未満(17.2%)」となった。

また、借入利用者に対して削減できる支出金額を調査したところ、「5 万円未満(72.1%)」、「5 万円以 上~10万円未満(18.3%)」となった。

<図22 毎月の支出総額と削減できる支出金額>

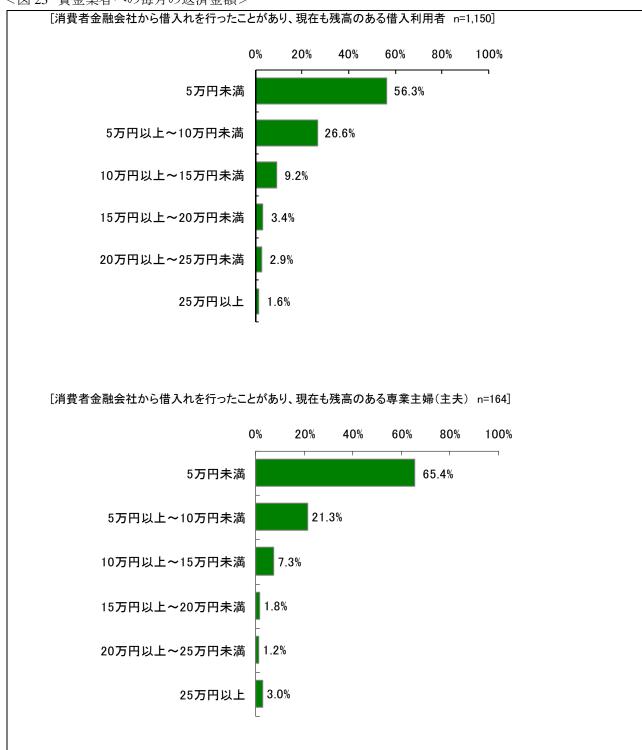


③ 毎月の返済金額の状況

借入利用者に対して、貸金業者からの借入金について毎月の返済金額を調査したところ、「5 万円未満」が 56.3%、「5 万円以上~10 万円未満」が 26.6%となった。

専業主婦(主夫)では、「5万円未満(65.4%)」、「5万円以上~10万円未満(21.3%)」となった。

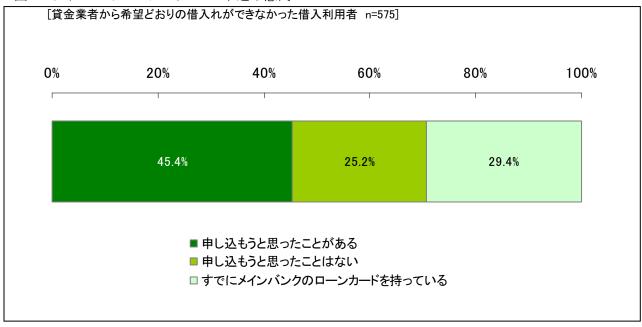
<図 23 貸金業者への毎月の返済金額>



4 メインバンクへのカードローン申込み意向

貸金業者から希望どおりの借入れができなかった借入利用者に対して、メインバンクとして利用している預金取扱金融機関(銀行・信用金庫・信用組合等)へのカードローン申込み意向を調査したところ、「申し込もうと思ったことがある(45.4%)」、「すでにメインバンクのローンカードを持っている(29.4%)」となった。

<図24 メインバンクへのカードローン申込み意向>

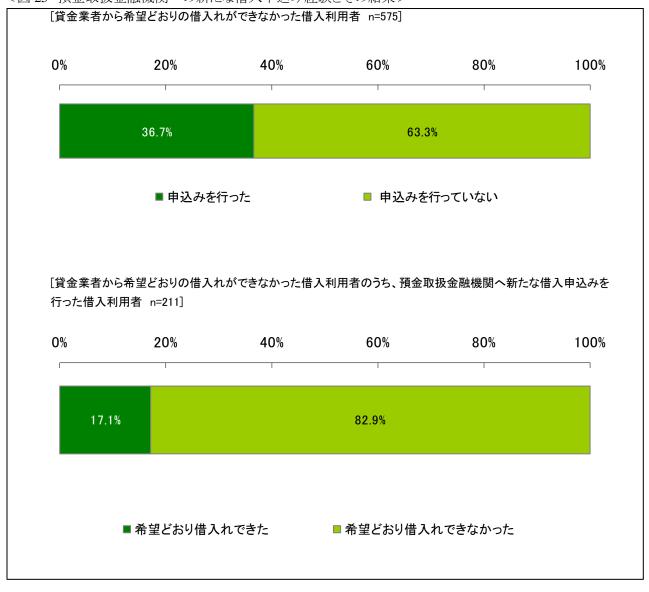


⑤ 預金取扱金融機関への新たな借入申込み経験とその結果

貸金業者から希望どおりの借入れができなかった借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行以降、預金取扱金融機関(銀行・信用金庫・信用組合等)に新たな借入れの申込みを行ったか調査したところ、「申込みを行った」が 36.7%となった。

また、新たな借入れの申込みを行った借入利用者に対して、申込み結果を調査したところ、「希望どおり借入れできた」は17.1%となった。

<図 25 預金取扱金融機関への新たな借入申込み経験とその結果>

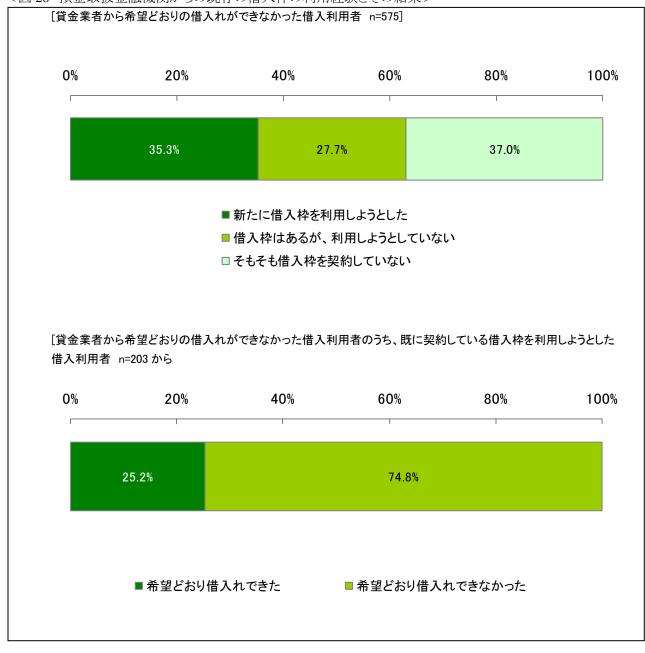


⑥ 預金取扱金融機関からの既存の借入枠の利用経験とその結果

貸金業者から希望どおりの借入れができなかった借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行以降、自身が既に契約している預金取扱金融機関(銀行・信用金庫・信用組合等)の借入枠を利用しようとしたか調査したところ、「利用しようとした」が35.3%となった。

また、既に契約している借入枠を利用しようとした借入利用者に対して、利用しようとした際の結果を調査したところ、「希望どおり借入れできた」は25.2%となった

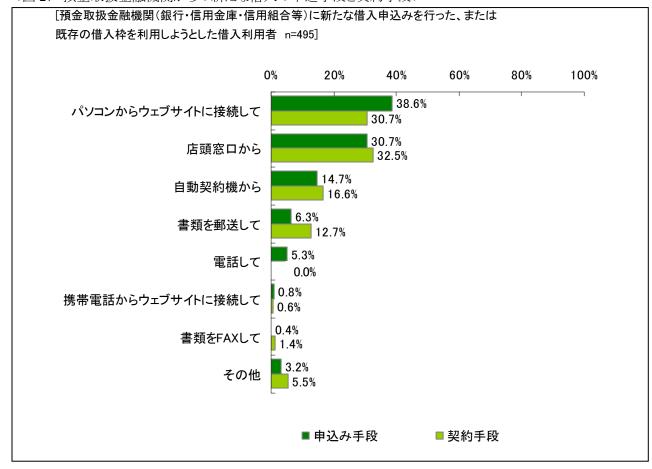
<図26 預金取扱金融機関からの既存の借入枠の利用経験とその結果>



⑦ 預金取扱金融機関からの新たな借入の申込手段と契約手段

預金取扱金融機関(銀行・信用金庫・信用組合等)に新たな借入れの申込みを行った、または預金取扱金融機関(銀行・信用金庫・信用組合等)の既存の借入枠を利用しようとした借入れ利用者に対して、申込手段と契約手段を調査したところ、申込手段は「パソコンからウェブサイトに接続して(38.6%)」、契約手段は「店頭窓口から(32.5%)」が最も多くなった。

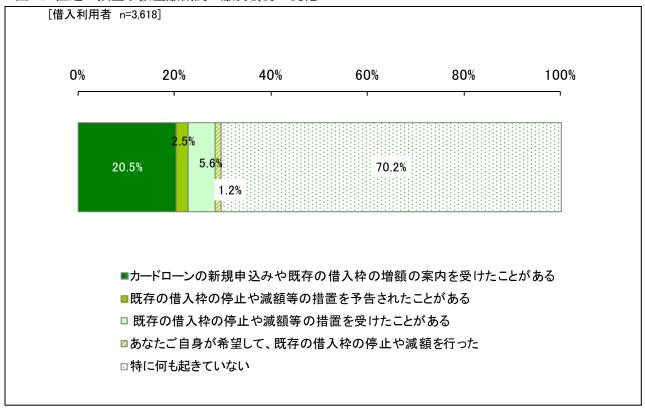
<図27 預金取扱金融機関からの新たな借入の申込手段と契約手段>



8 直近の預金取扱金融機関の融資姿勢の変化

借入利用者に対して、直近の預金取扱金融機関の融資姿勢を調査したところ、「特に何も起きていない(70.2%)」が最も多く、次いで「カードローンの新規申込みや既存の借入枠の増額の案内を受けたことがある(20.5%)」となった。

<図 28 直近の預金取扱金融機関の融資姿勢の変化>

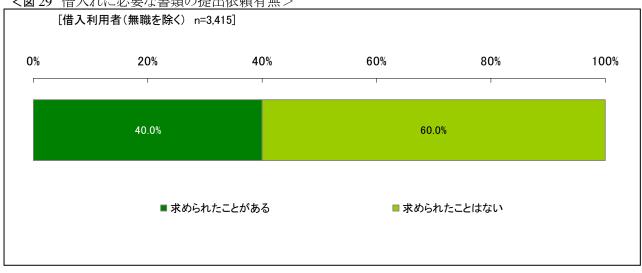


(5) 借入れの際に必要となる書類の提出状況

① 収入を証明する書類等(*3)の提出依頼有無

借入利用者に対して、貸金業者から借入れの際に収入を証明する書類等(*3)の提出を求められたことがあるか調査したところ、「提出を求められたことがある」が 40.0%、「提出を求められたことがない」が 60.0%となった。

<図29 借入れに必要な書類の提出依頼有無>

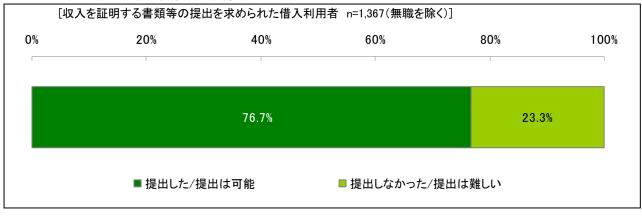


- (*3) 収入を証明する書類として、以下の書類を指す。
- ①源泉徵収票、②所得証明書類、③支払調書、④納税通知書、⑤青色申告決算書、⑥確定申告書
- ⑦収支内訳書、⑧年金証書、⑨年金通知書、⑩給与の支払明細書

② 収入を証明する書類の提出状況

収入を証明する書類等の提出を求められた借入利用者に対して、書類を提出したかどうか調査したところ、「提出した/提出は可能」が 76.7%、「提出しなかった/提出は難しい」が 23.3%となった。

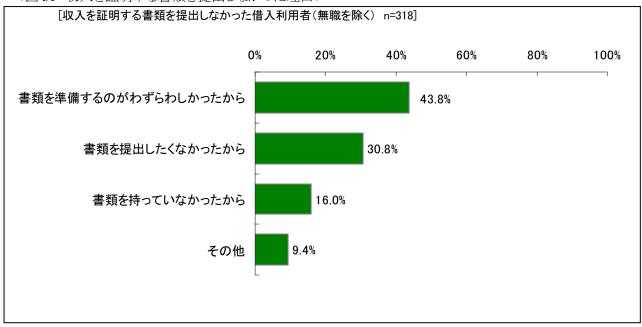
<図30 収入を証明する書類の提出状況>



③ 収入を証明する書類を提出しなかった理由

収入を証明する書類を提出しなかった借入利用者に対して、その理由について調査したところ、「書類を準備するのがわずらわしかったから」が 43.8%と最も高く、「書類を提出したくなかったから」が 30.8% と続いた。

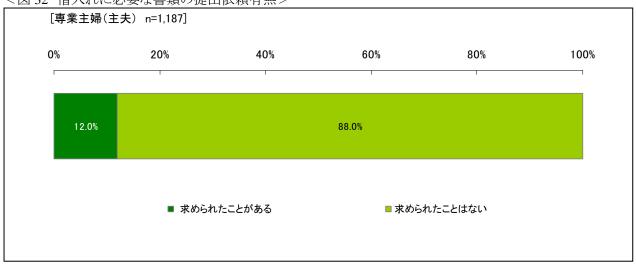
<図31 収入を証明する書類を提出しなかった理由>



④ 専業主婦(主夫)が借入れに必要な書類等(*4)の依頼有無

専業主婦(主夫)に対して、貸金業者から借入れの際に必要な書類等(*4)の提出を求められたかどうか調査したところ、「提出を求められたことがある」が 12.0%、「提出を求められたことはない」が 88.0%となった。

<図32 借入れに必要な書類の提出依頼有無>



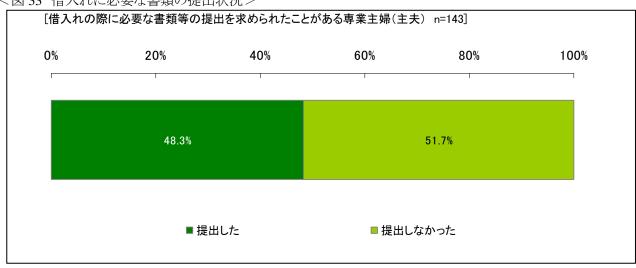
(*4) 配偶者貸付の場合、以下の3つの書類が必要となる。

①配偶者の同意書、②住民票など夫婦関係を証明するもの、③配偶者の資力を証明する書面

⑤ 専業主婦(主夫)が借入れに必要な書類の提出状況

借入れの際に必要な書類等の提出を求められたことがある専業主婦(主夫)に対して、借入れの際に必要な書類を提出したかどうか調査したところ、「提出した」が 48.3%、「提出しなかった」が 51.7%となった。

<図33 借入れに必要な書類の提出状況>

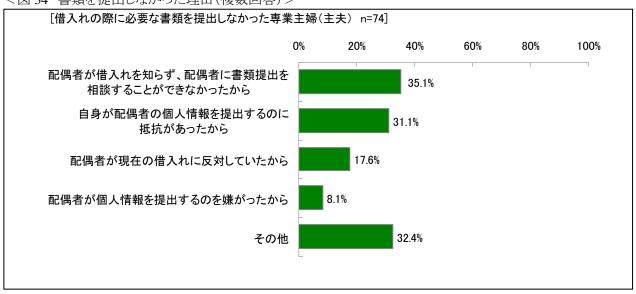


果 結 調 杳

⑥ 専業主婦(主夫)が借入れに必要な書類を提出しなかった理由

借入れの際に必要な書類を提出しなかった専業主婦(主夫)に対して、その理由について調査したとこ ろ、「配偶者が借入れを知らず、配偶者に書類提出を相談することができなかったから」が 35.1%と最も 高かった。

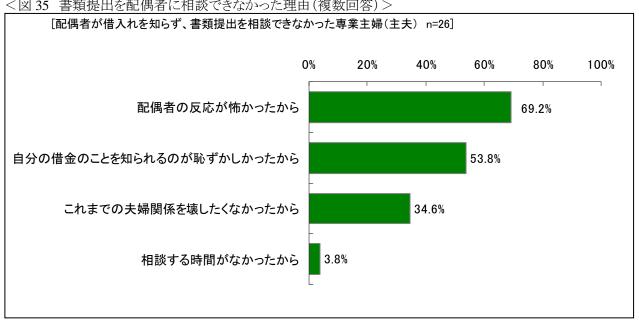
<図34 書類を提出しなかった理由(複数回答)>



⑦ 配偶者に借入れに必要な書類の提出について相談できない理由

配偶者が借入れを知らず、書類提出を相談することができないとした専業主婦(主夫)に対して、その 理由について調査したところ、「配偶者の反応が怖かったから」が 69.2%、「自分の借金のことを知られ るのが恥ずかしかったから」が 53.8%、「これまでの夫婦関係を壊したくなかったから」が 34.6%となっ た。

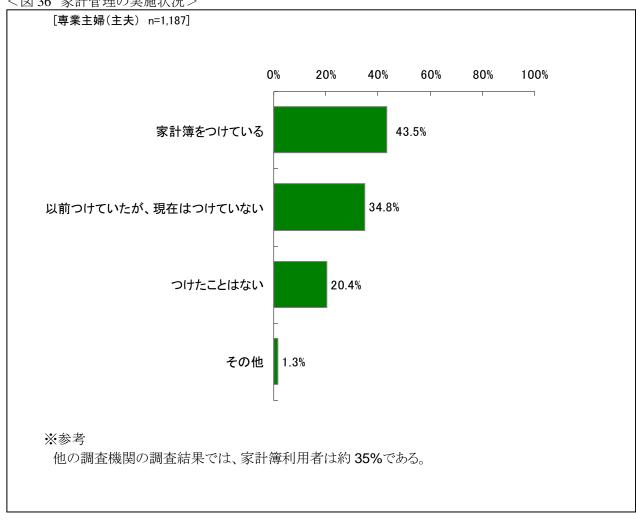
<図35 書類提出を配偶者に相談できなかった理由(複数回答)>



⑧ 家計管理の実施状況

専業主婦(主夫)に対して、家計管理の実施状況について調査したところ、「家計簿をつけている」が43.5%、「以前つけていたが、現在はつけていない」が34.8%、「つけたことはない」が20.4%となった。

<図 36 家計管理の実施状況>

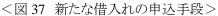


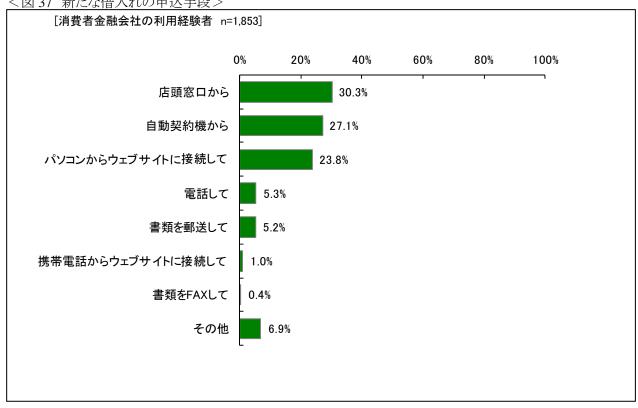
査 結 果 調

(6) 借入れの申込手段や借入手段

① 新たな借入れの申込手段

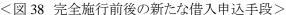
借入利用者のうち、消費者金融会社の利用経験者(全体の 51.2%)に対して、消費者金融会社への 新たな借入れの申込手段について調査したところ、「店頭窓口から」が 30.3%と最も多く、次いで「自動 契約機から」が 27.1%、「パソコンからウェブサイトに接続して」が 23.8%となった。

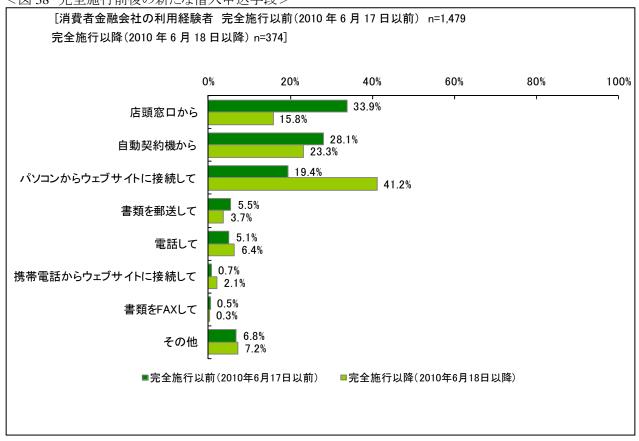




② 新たな借入れの申込手段の時系列比較

借入利用者のうち、消費者金融会社の利用経験者(全体の 51.2%)に対して、利用した時期別の申込手段について調査したところ、貸金業法改正の完全施行以降に申込んだ回答者では、「パソコンから消費者金融会社のウェブサイトに接続して」が 41.2%と最も高く、次いで「自動契約機から」が 23.3%と続いた。

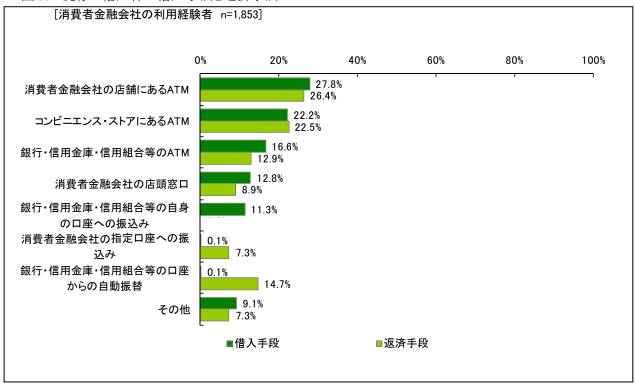




③ 既存の借入枠の借入手段と返済手段

借入利用者のうち、消費者金融会社の利用経験者(全体の 51.2%)に対して、既存の借入枠の借入手段と返済手段について調査したところ、借入手段では 27.8%、返済手段では 26.4%が「消費者金融会社の店舗にある ATM」、借入手段では 22.2%、返済手段では 22.5%が「コンビニエンス・ストアにある ATM」と回答した。

<図39 既存の借入枠の借入手段と返済手段>

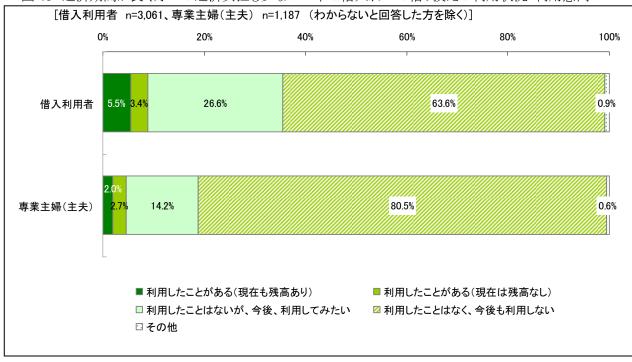


(7) 借入残高を段階的に減らしていくための借換えの利用意向

① 借入残高を段階的に減らしていくための借換えの利用意向

借入利用者に対して、複数の借入れを返済期間が長く月々の返済負担も少ない一本の借入れに借り換えることが可能なサービスの利用状況と利用意向を調査したところ、「利用したことはなく、今後も利用しない」が 63.6%と最も高く、次いで「利用したことはないが、今後、利用してみたい」が 26.6%となった。

<図 40 返済期間が長く月々の返済負担も少ない一本の借入れへの借り換えの利用状況・利用意向>



(8) ヤミ金融等非正規業者(*5)の利用状況

① ヤミ金融等非正規業者との接触経験の有無

借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者(*5)との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(0.8%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(2.6%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(4.4%)」をあわせて 7.8%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は 92.2%となった。

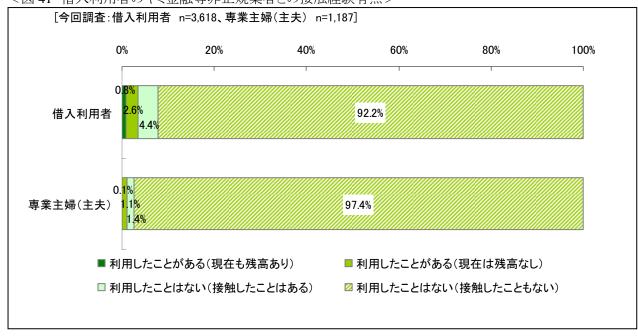
専業主婦では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(0.1%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(1.1%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(1.4%)」をあわせて 2.6%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は 97.4%となった。

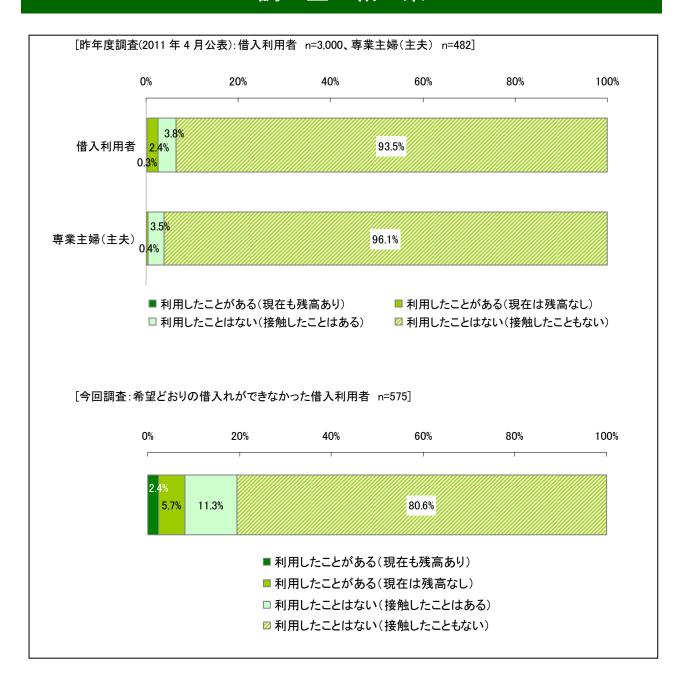
また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者(全体の 15.9%)では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(2.4%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(5.7%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(11.3%)」をあわせて19.4%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は80.6%となった。

(*5) ヤミ金融等非正規業者とは、国(財務局)または都道府県の登録を受けずに貸金業を営んでいる業者をいい、例えば以下のような手口がある。

チランやダイレクトメール等で勧誘し、違法な金利(年利に換算して数百%~)で小口融資を行う。融資金から手数料を 差し引いて振込み、繰り返し返済を迫る。携帯電話番号以外に情報がない場合が多く、「090 金融」などと呼ばれることも ある。最近では、警察からの摘発を逃れるため、暴力的な取立てをしない新たな手口も出てきている。利用者が警察に 被害届を出さないように、私生活のカウンセリングを行うふりや、返済の相談に乗るふりを装うなど、手口が巧妙になって きている。

<図41 借入利用者のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無>

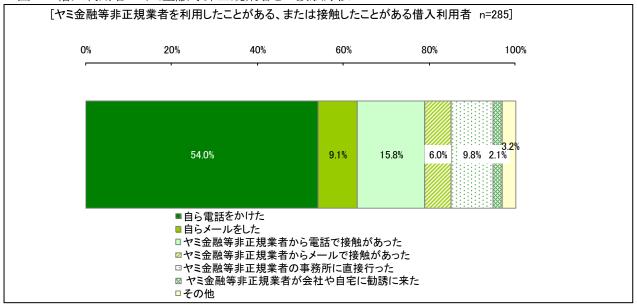




② ヤミ金融等非正規業者との接触方法

ヤミ金融等非正規業者を利用したことがある、または接触したことがある借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者への接触方法について調査したところ、「自ら電話をかけた(54.0%)」、「ヤミ金融等非正規業者から電話で接触があった(15.8%)」が上位を占めた。

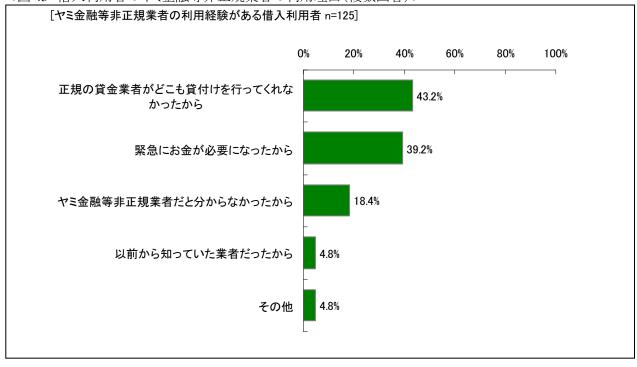
<図42 借入利用者のヤミ金融等非正規業者との接触方法>



③ ヤミ金融等非正規業者の利用理由

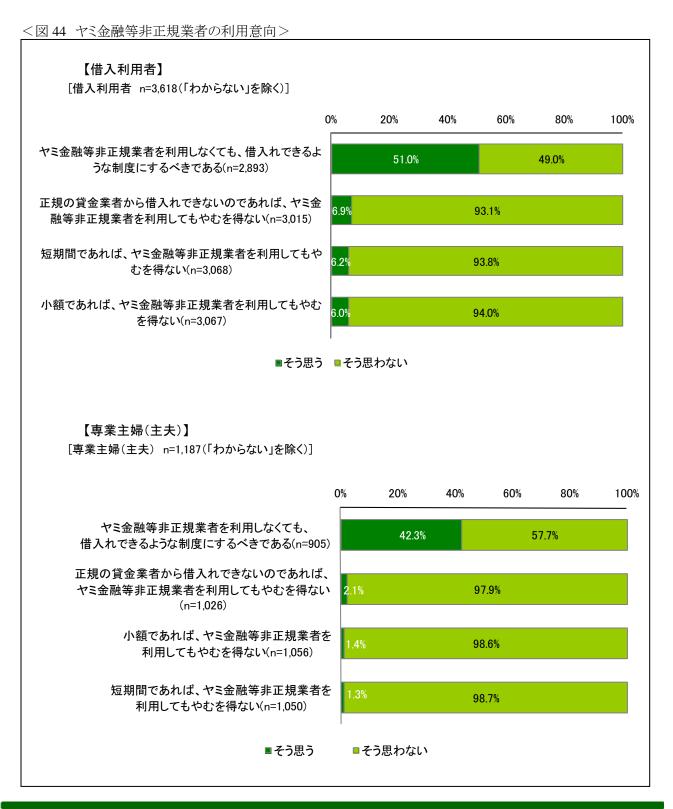
ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした借入利用者(全体の 3.5%)に対して、その理由について調査したところ、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから(43.2%)」、「緊急にお金が必要になったから(39.2%)」が上位を占めた。

<図43 借入利用者のヤミ金融等非正規業者の利用理由(複数回答)>



④ ヤミ金融等非正規業者の利用意向

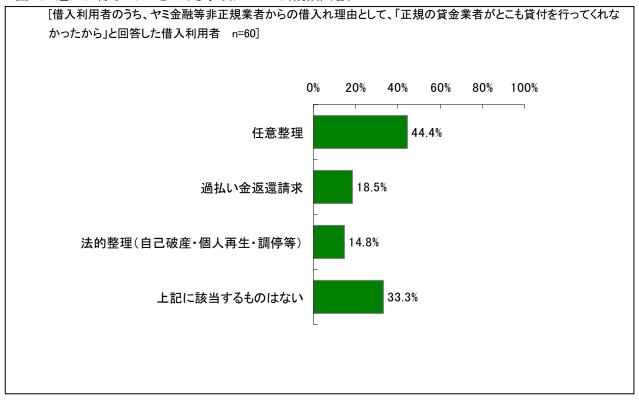
借入利用者に対して、ヤミ金融等非正規業者の利用意向について調査したところ、「ヤミ金融等非正規業者を利用しなくても、借入れできるような制度にするべきである」が 51.0%、「正規の貸金業者から借入れできないのであれば、ヤミ金融等非正規業者を利用してもやむを得ない」が 6.9%、「短期間であれば、ヤミ金融等非正規業者を利用してもやむを得ない」が 6.2%、「小額であれば、ヤミ金融等非正規業者を利用してもやむを得ない」が 6.0%となった。



⑤ 過去に行なったことがある事項について

ヤミ金融等非正規業者からの借入れ理由として、「正規の貸金業者がとこも貸付を行ってくれなかったから」と回答した借入利用者に対して、過去に行なったことがある事項について調査したところ、「任意整理」が 44.4%、「過払い金返還請求」が 18.5%、「法的整理(自己破産・個人再生・調停等)」が 14.8%となった。

<図45 過去に行なったことがある事項について(複数回答)>



(9) クレジットカードショッピング枠の現金化業者(*6)の利用状況

① クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験の有無

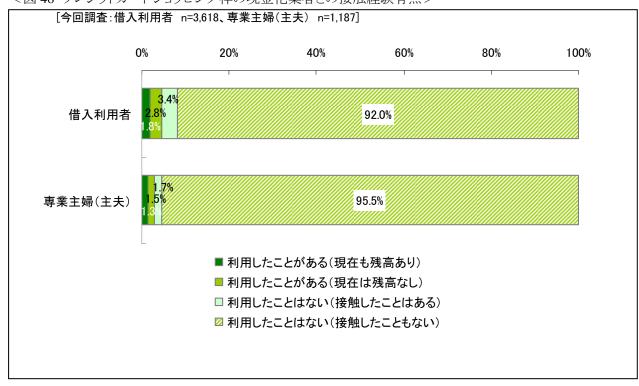
借入利用者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者(*6)との接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在も残高あり)(1.8%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(2.8%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(3.4%)」をあわせて 8.0%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は 92.0%となった。

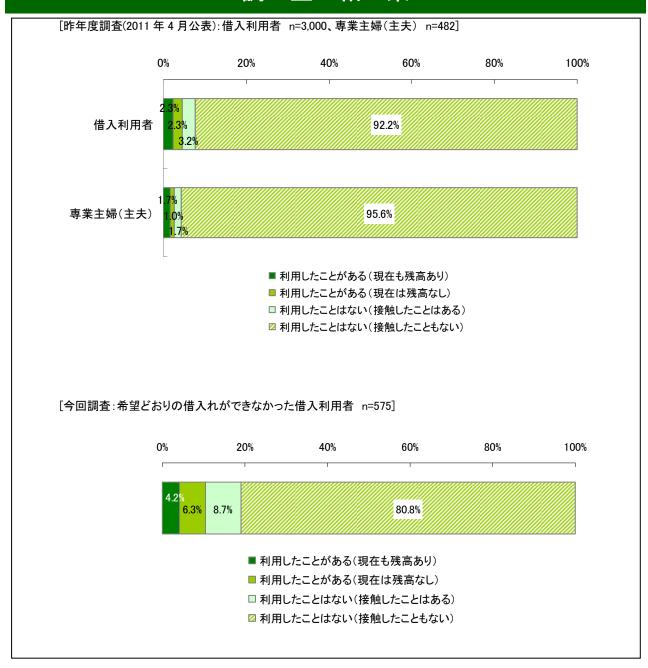
専業主婦では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(1.3%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(1.5%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(1.7%)」をあわせて 4.5%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は 95.5%となった。

また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした借入利用者(全体の 15.9%)では、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在も残高あり)(4.2%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(6.3%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(8.7%)」をあわせて19.2%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は80.8%となった。

(*6) クレジットカードで商品を購入させ、手数料を差し引いた金額で買い取る業者や、ほとんど価値のないものをクレジットカードで購入させ、その代金の何割かをキャッシュバックする業者等を指す。これらに限らず、換金目的でクレジットカードを利用することは、クレジットカード会社の会員規約に違反する行為で、クレジットカードの利用ができなくなったり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりするケースもある。

<図46 クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無>

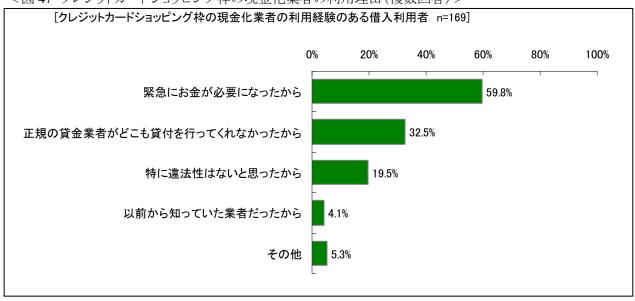




② クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由

クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした借入利用者(全体の 4.7%)に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから(59.8%)」が最も高く、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから(32.5%)」が続いた。

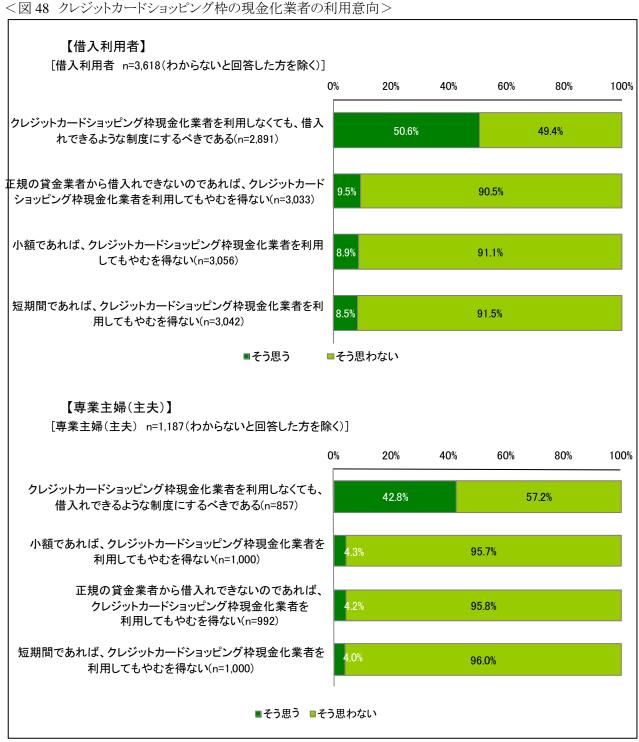
<図 47 クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用理由(複数回答)>



果 結 杳 調

③ クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

借入利用者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向について調査したところ、 「クレジットカードショッピング枠現金化業者を利用しなくても、借入れできるような制度にするべきであ る」が 50.6%、「正規の貸金業者から借入れできないのであれば、クレジットカードショッピング枠現金 化業者を利用してもやむを得ない」が 9.5%、「小額であれば、クレジットカードショッピング枠現金化業 者を利用してもやむを得ない」が 8.9%、「短期間であれば、クレジットカードショッピング枠現金化業者 を利用してもやむを得ない」が8.5%となった。

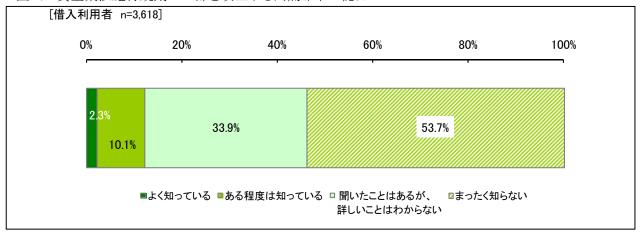


(10) 「借り手の目線に立った 10 の方策」や「金融円滑化対策」の有効性

① 貸金業法施行規則の一部を改正する内閣布令の認知

借入利用者に対して、「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣布令」の認知度について調査したところ、「よく知っている」が 2.3%、「ある程度は知っている」が 10.1%、「聞いたことはあるが、詳しいことはわからない」が 33.9%、「まったく知らない」が 53.7%となった。

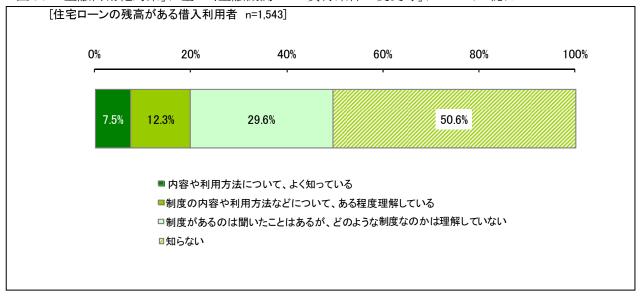
<図49 貸金業法施行規則の一部を改正する内閣布令の認知>



② 「金融円滑化対策」に基づく金融機関への「貸付条件の変更等」についての認知

借入利用者に対して、「金融円滑化対策」に基づく金融機関への「貸付条件の変更等」についての認知について調査したところ、住宅ローンの残高がある人のうち、「内容や利用方法について、よく知っている」が 7.5%、「制度の内容や利用方法などについて、ある程度理解している」が 12.3%、「制度があるのは聞いたことはあるが、どのような制度なのかは理解していない」が 29.6%、「知らない」が 50.6%となった。

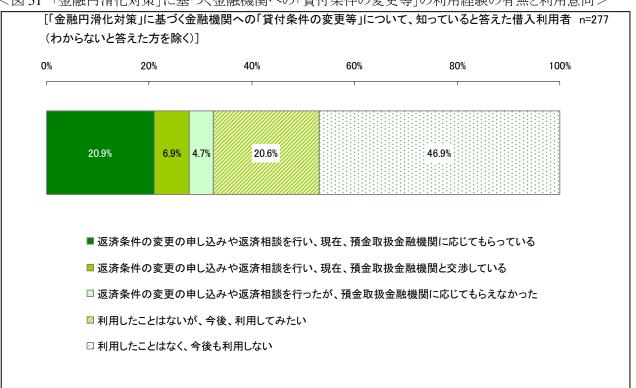




③ 「金融円滑化対策」に基づく金融機関への「貸付条件の変更等」の利用経験の有無と利用意向

「金融円滑化対策」に基づく金融機関への「貸付条件の変更等」について、知っていると答えた借入利用者に対して、「金融円滑化対策」に基づく金融機関への「貸付条件の変更等」の利用意向を調査したところ、「現在、利用している」が 20.9%、「交渉している」が 6.9%、「返済条件の変更の申し込みや返済相談を行ったが、預金取扱金融機関に応じてもらえなかった」が 4.7%、「利用したことはないが、今後、利用してみたい」が 20.6%、「利用したことはなく、今後も利用しない」が 46.9%となった。

<図 51 「金融円滑化対策」に基づく金融機関への「貸付条件の変更等」の利用経験の有無と利用意向>



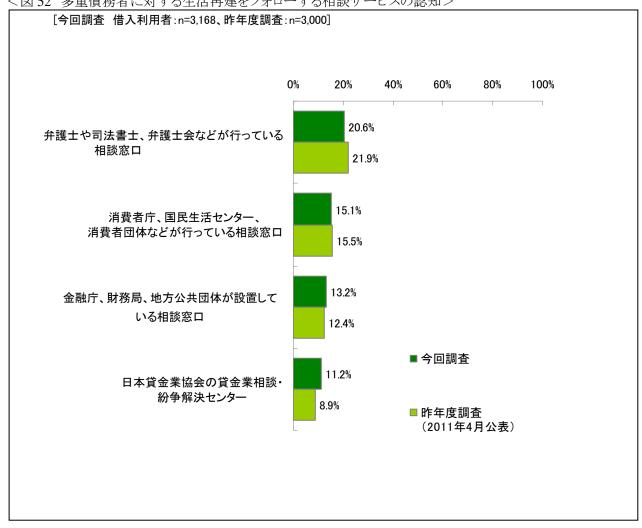
果 結 調 杳

(11) 多重債務者等の生活再建を支援する制度

「多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービス」についての認知(*7)

借入利用者に対して、多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービスの各制度に対する 認知(*7)について調査したところ、「弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口」が 20.6%(前回資金需要者調査と比べて 1.3 ポイント低下)と最も高く、次いで「消費者庁、国民生活セン ター、消費者団体などが行っている相談窓口」が 15.1%(同 0.4 ポイント低下)、「金融庁、財務局、地 方公共団体が設置している相談窓口」が 13.2%(同 0.8 ポイント上昇)、「日本貸金業協会の貸金業相 談・紛争解決センター」が 11.2%(同 2.3 ポイント上昇)となった。

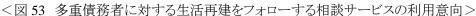


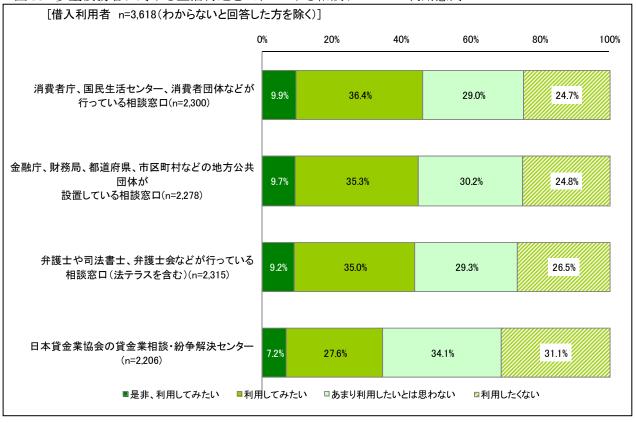


(*7)「内容や利用方法について、よく知っている」、「制度の内容や利用方法について、ある程度理解している」を あわせた割合。

② 「多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービス」の利用意向

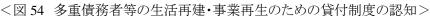
借入利用者に対して、多重債務者に対する生活再建をフォローする相談サービスの利用意向について調査したところ、「消費者庁、国民生活センター、消費者団体などが行っている相談窓口」が 46.3% と最も高く、次いで「金融庁、財務局、都道府県などの地方公共団体が設置している相談窓口」が 45.0%、「弁護士や司法書士、弁護士会などが行っている相談窓口(法テラス含む)」が 44.2%となった。

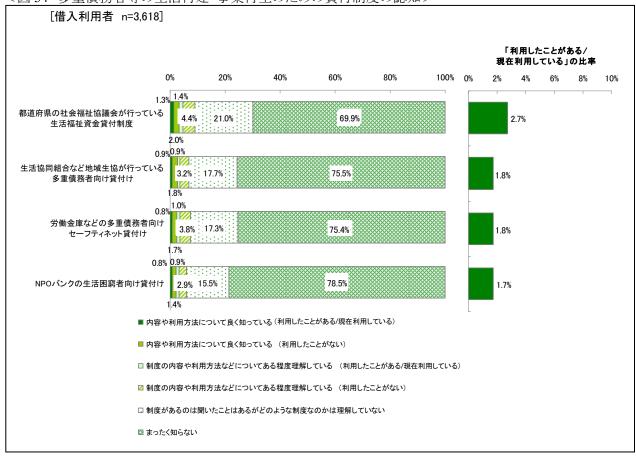




③ 「多重債務者等の生活再建・事業再生のための貸付制度」の認知

借入利用者に対して、「多重債務者等の生活再建・事業再生のための貸付制度」の各制度に対する認知について調査したところ、利用の有無にかかわらず、「内容や利用方法について良く知っている・ある程度理解している」の回答が、「都道府県の社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度」が9.1%と最も高く、次いで「労働金庫などの多重債務者向けセーフティネット貸付け」が7.3%となった。

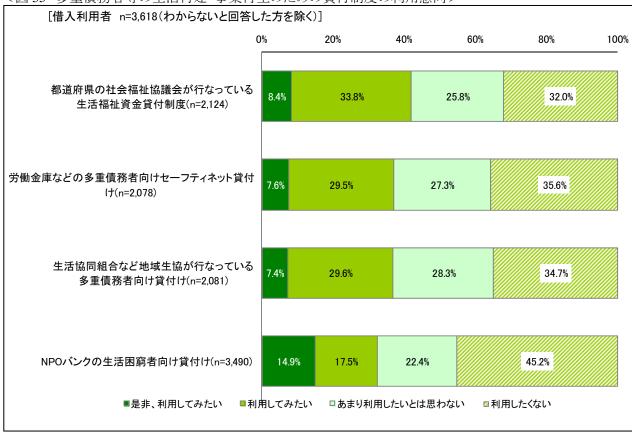




④ 「多重債務者等の生活再建・事業再生のための貸付制度」の利用意向

借入利用者に対して、「多重債務者等の生活再建・事業再生のための貸付制度」の各制度に対する利用意向について調査したところ、「都道府県の社会福祉協議会が行なっている生活福祉資金貸付制度」について、「是非、利用してみたい」または「利用してみたい」の回答が 42.2%と最も高く、次いで「労働金庫などの多重債務者向けセーフティネット貸付け」が 37.1%、「生活協同組合など地域生協が行なっている多重債務者向け貸付け」が 37.0%となった。



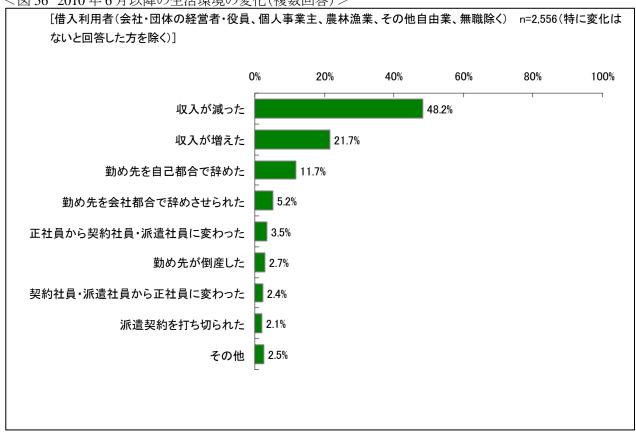


(12) 借入利用者を取り巻く環境の変化

① 2010年6月以降の生活環境の変化

借入利用者に対して、改正貸金業法が成立した 2006 年 12 月以降の生活環境の変化について調査したところ、2010 年 6 月の完全施行日以降に生活環境に変化があったとした借入利用者(70.6%)のうち、48.2%が「収入が減った」と回答した一方、「収入が増えた」と回答した割合は21.7%となった。

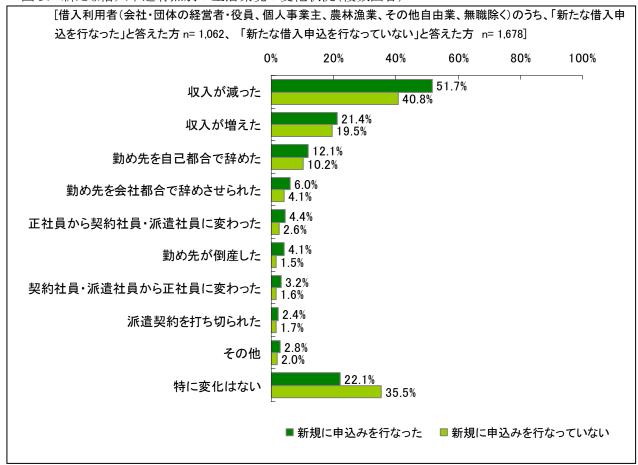
<図 56 2010年6月以降の生活環境の変化(複数回答)>



② 新たな借入申込有無別の生活環境の変化

「新たな借入申込を行なった」と答えた方と「新たな借入申込を行なっていない」と答えた方それぞれの借入利用者に対し、完全施行日以降の生活環境の変化をみると、「収入が減った」と回答した割合はそれぞれ、51.7%、40.8%と最も高くなった。

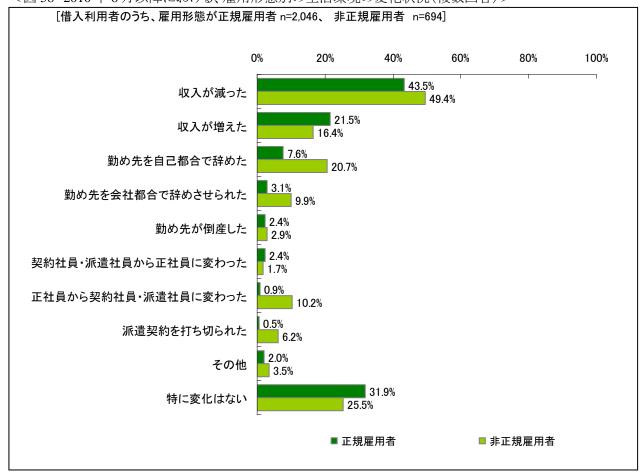
<図 57 新たな借入申込有無別の生活環境の変化状況(複数回答)>



③ 雇用形態別(*8)の生活環境の変化

借入利用者に対し、雇用形態別(*8)に完全施行日以降の生活環境の変化をみると、「収入が減った」 と回答した割合は、正規雇用者(56.5%)では 43.5%、非正規雇用者(19.8%)では、49.4%となった。

<図 58 2010年6月以降における、雇用形態別の生活環境の変化状況(複数回答)>

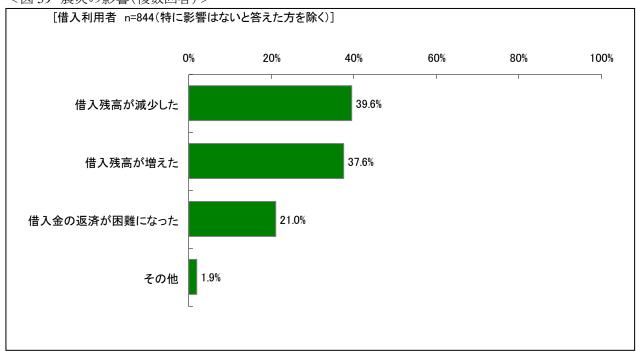


(*8) アンケート対象者の雇用形態を「正規雇用者」、「非正規雇用者(派遣社員、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト)」に分けて調査した結果を指す。

④ 震災の影響

借入利用者に対して、東日本大震災以降の生活環境の変化について調査したところ、東日本大震災 以降に生活環境に変化があったとした借入利用者(23.3%)のうち「借入残高が減少した」と回答した割 合は39.6%、「借入金の返済が困難になった」と回答した割合は、21.0%となった。

<図 59 震災の影響(複数回答)>

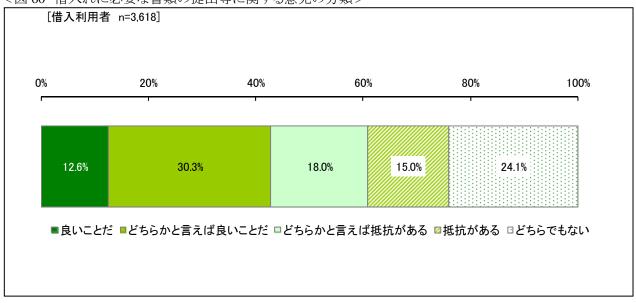


(13) 改正貸金業法に対する意見の傾向

① 借入れに必要な書類の提出等に関するご意見(借入利用者)

借入利用者に対して、借入れに必要な書類の提出等に関する意見を調査したところ、「良いことだ」、「どちらかと言えば良いことだ」とする意見は 42.9%、「どちらかと言えば抵抗がある」「抵抗がある」とする意見は 33.0%、「どちらでもない」とする意見は 24.1%となった。

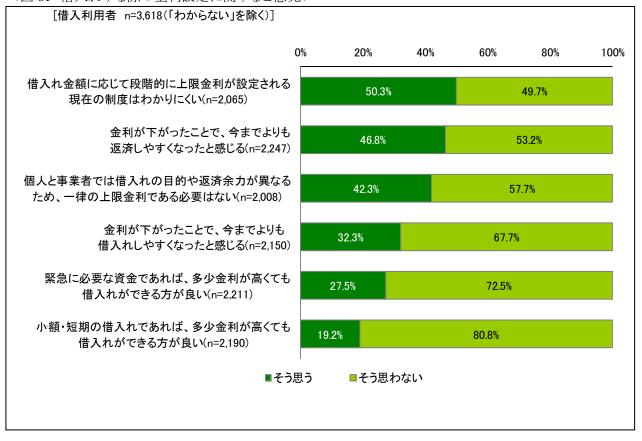
<図 60 借入れに必要な書類の提出等に関する意見の分類>



② 借入れする際の金利設定に関するご意見

借入利用者に対して、借入れする際の金利設定に関する意見を調査したところ、「借入金額に応じて段階的に上限金利が設定される現在の制度はわかりにくい」に「そう思う」と回答した割合は、50.3%、「金利が下がったことで、今までよりも返済しやすくなったと感じる」に「そう思わない」と回答した割合は、53.2%、「個人と事業者では借入れの目的や返済余力が異なるため、一律の上限金利である必要はない」に「そう思う」と回答した割合は、42.3%となった。

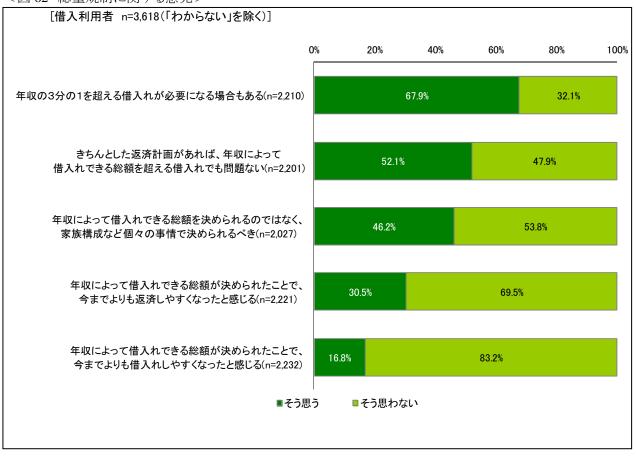
<図 61 借入れする際の金利設定に関するご意見>



③ 総量規制に関するご意見

借入利用者に対して、総量規制に関する意見を調査したところ、「年収の 3 分の 1 を超える借入れが必要になる場合もある」と回答した割合は、67.9%、「きちんとした返済計画があれば、年収によって借入れできる総額を超える借入でも問題ない」に「そう思う」と回答した割合は、52.1%となった。

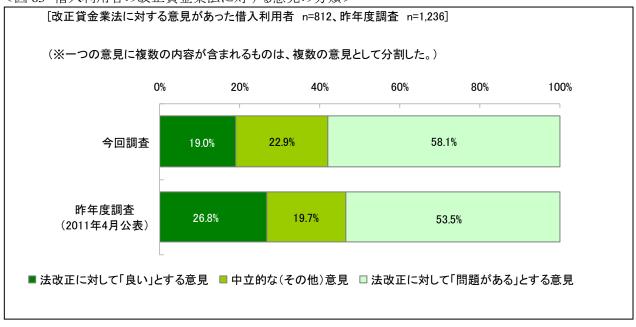
<図 62 総量規制に関する意見>



4 改正貸金業法に対する意見

借入利用者に対して、改正貸金業法の完全施行に対する意見を調査したところ、回答のあった借入利用者(全体の 22.4%)のうち、「良い」とする意見は 19.0%(前回資金需要者調査と比べて 7.8 ポイント低下)、中立的な意見は 22.9%(同 3.2 ポイント上昇)、「問題がある」とする意見は 58.1%(同 4.6 ポイント上昇)となった。

<図 63 借入利用者の改正貸金業法に対する意見の分類>



Ⅱ. 資金需要者調査(事業者向け)

調査概要

(1) 調査方法

調査対象	調査会社に登録している 20 歳以上のインターネットモニター
回答者数	・プレ調査:192,149名 ・個人事業主:1,211名 ※現在、貸金業者から事業性資金(運転資金・設備資金など)の借入残高がある方 ・企業経営者:536名 ※本人が経営する会社、または所属する会社に、貸金業者から事業性資金の借入 れをしたことがある方
調査方法	インターネット調査法
調査期間	2011年11月18日から12月14日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社 NTT データ経営研究所

(2) 調査目的

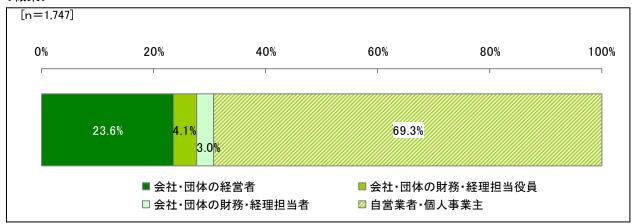
プレ調査	貸金業者から事業性資金の借入れを行ったことがある企業経営者・個人事業主を 抽出するための調査
個人事業主	個人事業主について、現在の借入状況、個人としての借入れの事業性資金転用状況、ヤミ金融等非正規業者の利用などについて把握するための調査
企業経営者	企業経営者について、現在の借入状況、個人としての借入れの事業性資金転用状況、ヤミ金融等非正規業者の利用などについて把握するための調査

【参考:昨年度調査の概要】

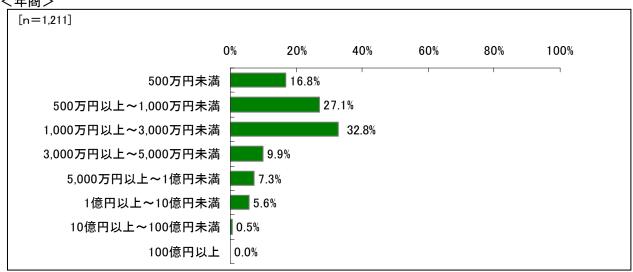
調査対象	調査会社に登録している 20 歳以上のインターネットモニター
回答者数	・プレ調査:214,509名 ・個人事業主:755名 ※現在、貸金業者から事業性資金(運転資金・設備資金など)の借入残高がある方 ・企業経営者:351名 ※ 本人が経営する会社、または所属する会社に、貸金業者から事業性資金の借入れをしたことがある方
調査方法	インターネット調査法
調査期間	2011年1月21日から2月15日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社NTTデータ経営研究所

標本構成

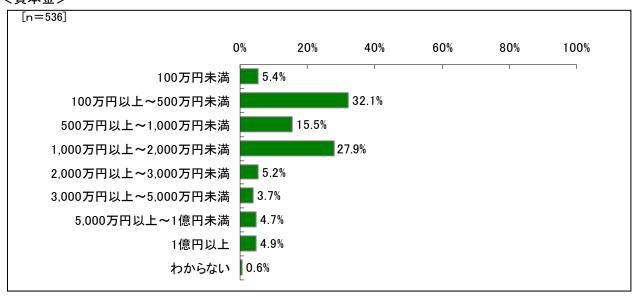
<職業>



<年商>



く資本金>

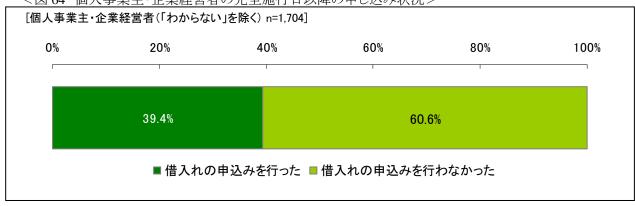


(1) 完全施行日以降の借入状況

① 申し込み状況

個人事業主・企業経営者に対して、完全施行日以降の借入れの申し込み状況について調査したところ、「借入れの申し込みを行った」が 39.4%、「借入れの申し込みを行わなかった」が 60.6%となった。

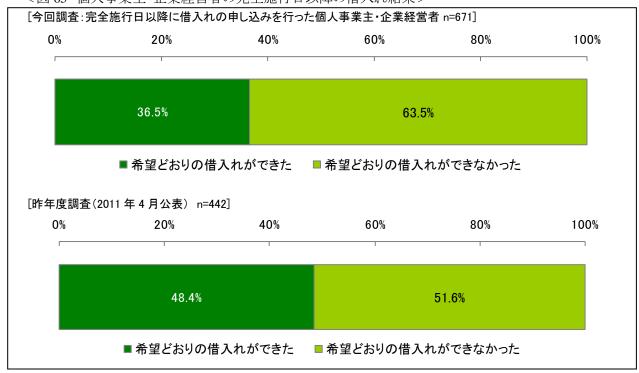
<図 64 個人事業主・企業経営者の完全施行日以降の申し込み状況>



② 借入れ結果

借入れの申し込みを行ったとした個人事業主・企業経営者(借入れの申し込み状況について回答のあった事業者の 39.4%)に対して、借入れの結果について調査したところ、「希望どおり借入れできた」が 63.5% 「希望どおり借入れできなかった」が 63.5%となった。

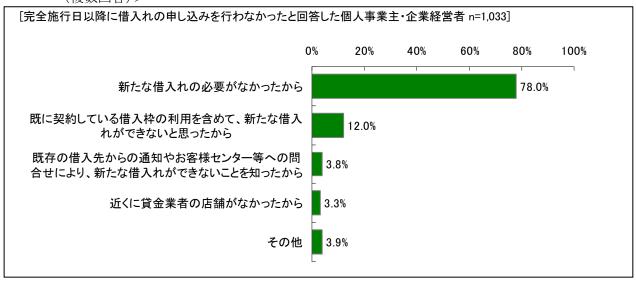
<図 65 個人事業主・企業経営者の完全施行日以降の借入れ結果>



③ 借入れの申し込みを行わなかった理由

完全施行日以降に借入れの申し込みを行わなかったとした個人事業主・企業経営者(借入れの申し込み状況について回答のあった事業者の 60.6%)に対して、その理由について調査したところ、「新たな借入れの必要がなかったから」が 78.0%、「既に契約している借入枠の利用を含めて、新たな借入れができないと思ったから」が 12.0%となった。

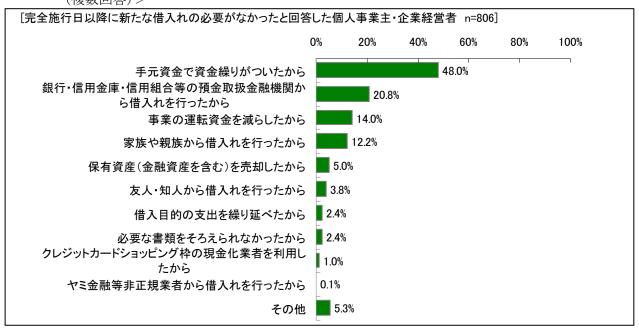
<図 66 個人事業主・企業経営者の完全施行日以降に借入れの申し込みを行わなかった理由 (複数回答)>



4 新たな借入れの必要がなかった理由

完全施行日以降に新たな借入れの必要がなかったとした個人事業主・企業経営者(借入れの申し込み状況について回答のあった事業者の 60.6%)に対して、その理由について調査したところ、「手元資金で資金繰りがついたから」が 48.0%、「銀行・信用金庫・信用組合等の預金取扱金融機関から借入れを行ったから」が 20.8%となった。

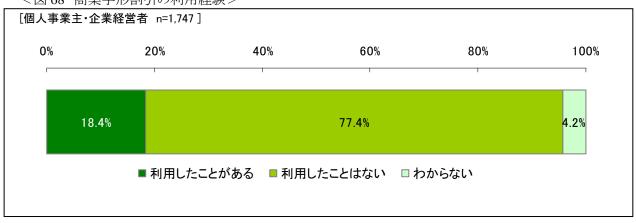
<図 67 個人事業主・企業経営者の完全施行日以降に新たな借入れの必要がなかった理由 (複数回答)>



⑤ 商業手形割引の利用経験

貸金業者が取り扱う商業手形割引の利用経験について調査したところ、「利用したことがある」が 18.4%、「利用したことはない」が 77.4%となった。

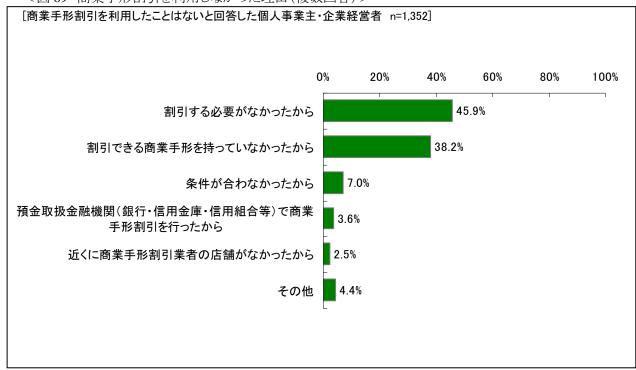
<図 68 商業手形割引の利用経験>



⑥ 商業手形割引を利用しなかった理由

貸金業者が取り扱う商業手形割引について、利用しなかった理由について調査したところ、「割引する必要がなかったから」が45.9%、「割引できる商業手形を持っていなかったから」が38.2%となった。

<図 69 商業手形割引を利用しなかった理由(複数回答)>

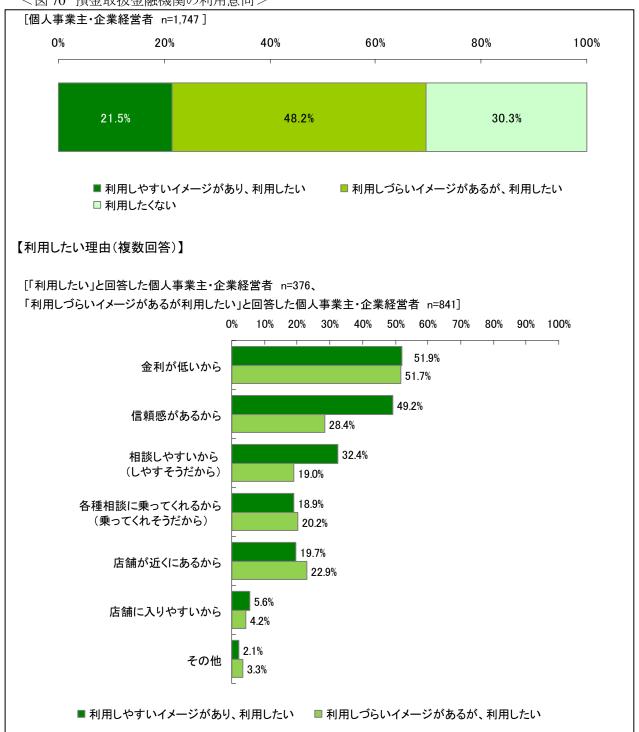


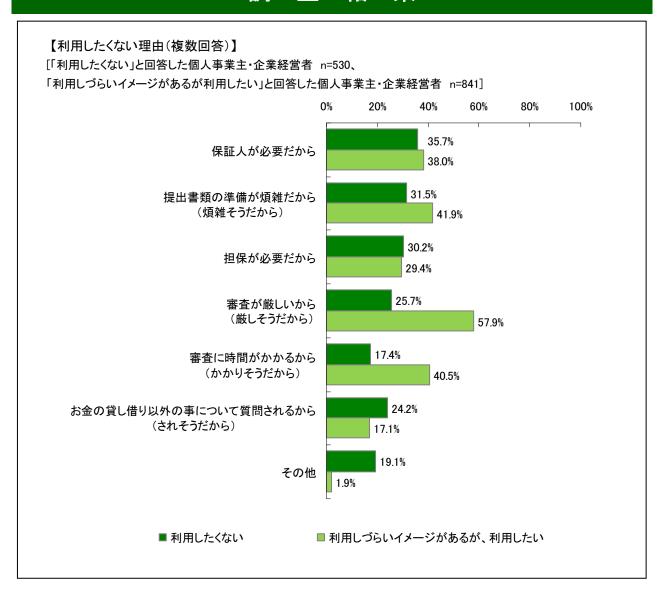
⑦ 預金取扱金融機関の利用意向

個人事業主・企業経営者の預金取扱金融機関の利用意向について調査したところ、「利用しやすいイメージがあり、利用したい」が 21.5%、「利用しづらいイメージがあるが利用したい」が 48.2%、「利用したくない」が 30.3%となった。

「利用しやすいイメージがあり、利用したい」理由としては、「金利が低いから」が 51.9%、「信頼感があるから」が 49.2%となっており、「利用したくない」理由としては、「保証人が必要だから」が 35.7%、「提出 書類の準備が煩雑だから(煩雑そうだから)」が 31.5%となった。

<図70 預金取扱金融機関の利用意向>





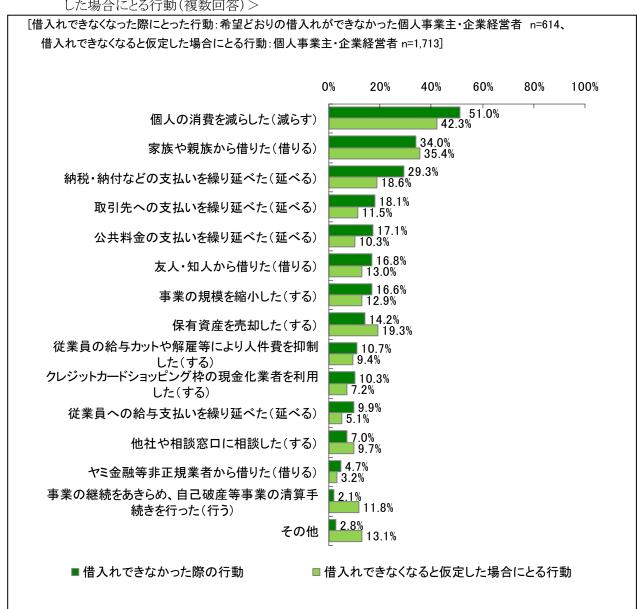
(2) 希望どおりの借入れができなかった際の行動と借入れできなくなると仮定した場合 にとる行動

① 希望どおりの借入れができなかった際の行動と借入れできなくなると仮定した場合にと る行動

完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかったとした個人事業主・企業経営者(全体の63.5%)に対して、借入れできなくなった際にとった行動について調査したところ、「個人の消費を減らした」が51.0%と最も高く、次いで「家族や親族から借りた」が34.0%、「納税・納付などの支払いを繰り延べた」が29.3%となった。

また、個人事業主・企業経営者に対して借入れできなくなると仮定した場合にとる行動について調査したところ、「個人の消費を減らす」が 42.3%と最も高く、「家族や親族から借りる」が 35.4%、「保有資産を売却する」が 19.3%となった。

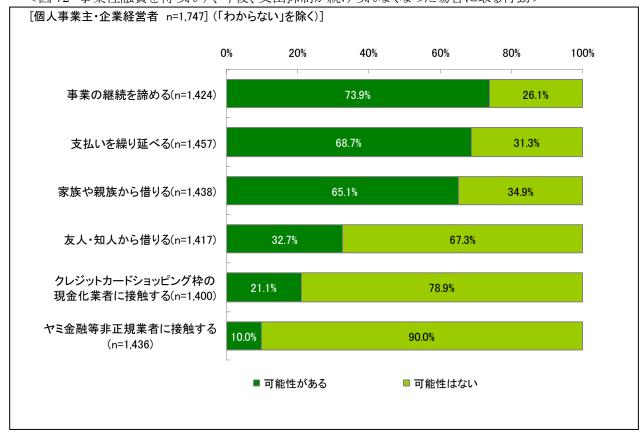
<図 71 完全施行日以降に、希望どおりの借入れができなかった際の行動と借入れできなくなると仮定した場合にとる行動(複数回答)>



② 事業性融資を得られず、今後、支出抑制が続けられなくなった場合に取る行動

個人事業主・企業経営者に対して、会社の運転資金が不足し、これ以上の経費削減ができなくなった と仮定した場合に取る可能性のある行動について調査したところ、「事業の継続を諦める」が 73.9%と 最も高く、続いて「支払いを繰り延べる」が 68.7%、「家族や親族から借りる」が 65.1%となった。

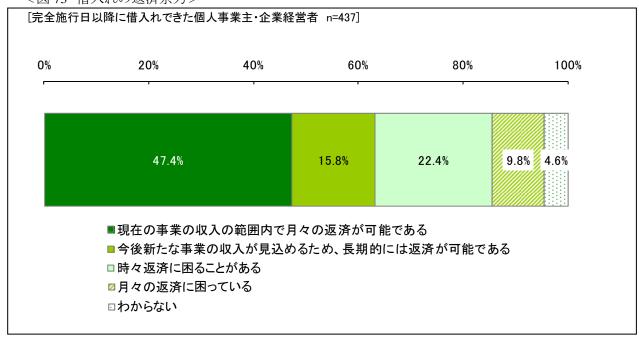
<図72 事業性融資を得られず、今後、支出抑制が続けられなくなった場合に取る行動>



③ 借入れの返済余力

完全施行日以降に借入れできた個人事業主・企業経営者(全体の 36.5%)に対して、会社の月々の返済について調査したところ、「現在の事業の収入の範囲内で月々の返済が可能である(47.4%)」、「 時々返済に困ることがある(22.4%)」、「今後新たな事業の収入が見込めるため、長期的には返済が可能である(15.8%)」となった。

<図73 借入れの返済余力>



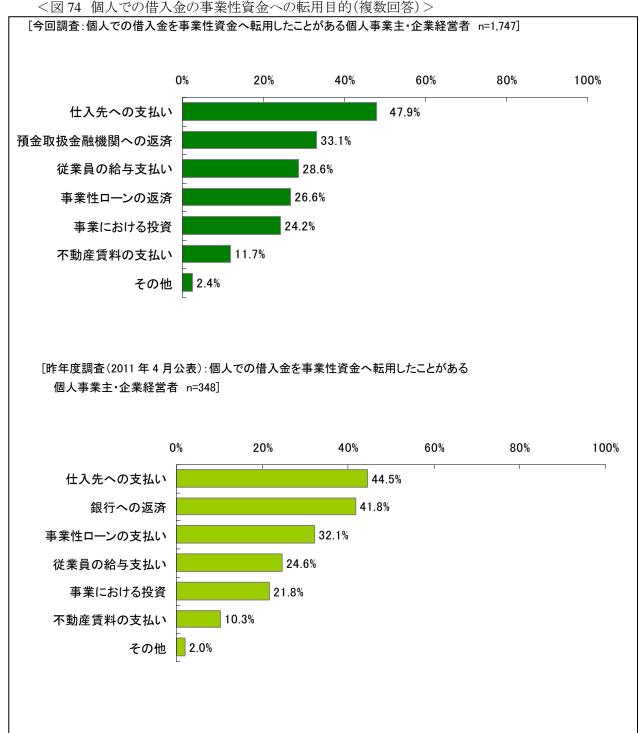
査 結 果 調

(3) 個人での借入金の事業性資金への転用経験

① 個人での借入金の事業性資金への転用目的

個人での借入金を事業性資金に転用したことがある個人事業主・企業経営者に対して、転用目的につ いて調査したところ、「仕入先への支払い」が47.9%(前回資金需要者調査よりも3.4ポイント上昇)と最 も高く、次いで「預金取扱金融機関への返済」が33.1%(同8.7ポイント低下)となった。

<図74 個人での借入金の事業性資金への転用目的(複数回答)>

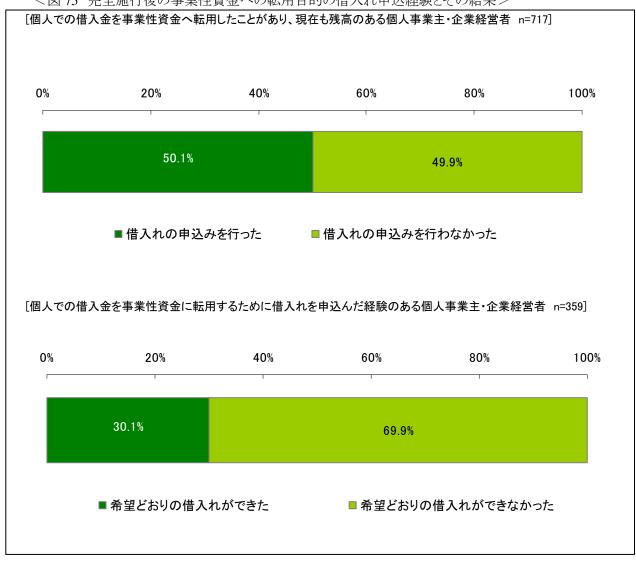


② 完全施行後の事業性資金への転用目的の借入れ申込経験とその結果

個人での借入金を事業性資金に転用したことがある個人事業主・企業経営者に対して、完全施行以降に事業性資金への転用目的で個人として新たな借入れを申し込んだかどうか調査したところ、「申込みを行った」が 50.1%となった。

また、申込み結果について調査したところ、「希望どおりの金額で借入れできた」は30.1%に留まった。

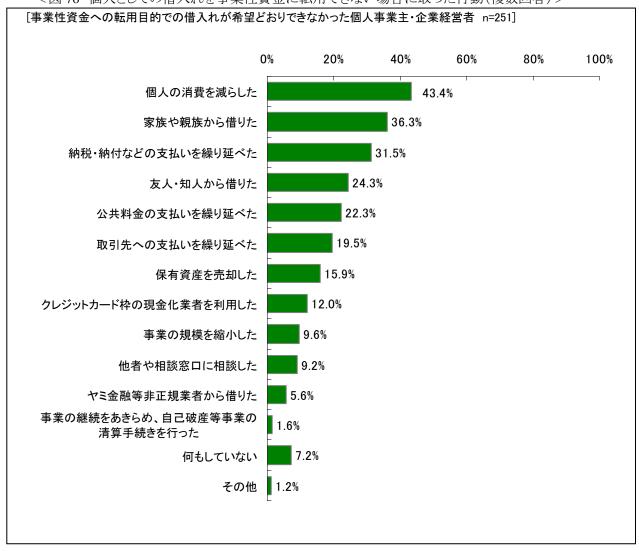
<図75 完全施行後の事業性資金への転用目的の借入れ申込経験とその結果>



③ 個人としての借入れを事業性資金に転用できない場合に取った行動

事業性資金への転用目的での借入れが希望どおりできなかった個人事業主・企業経営者(全体の14.4%)に対して、その後取った行動について調査したところ、「個人の消費を減らした(43.4%)」、「家族や親族から借りた(36.3%)」、「納税・納付などの支払いを繰り延べた(31.5%)」が上位を占めた。

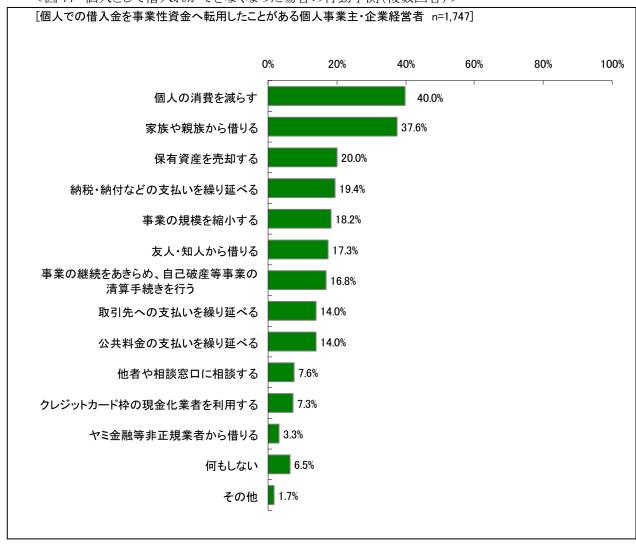
<図76 個人としての借入れを事業性資金に転用できない場合に取った行動(複数回答)>



④ 個人での借入金を事業性資金に転用できないと仮定した場合にとる行動

個人での借入金を事業性資金へ転用したことがある個人事業主・企業経営者に対して、転用できないと仮定した場合にとると思われる行動について調査したところ、「個人の消費を減らす」が 40.0%と最も高く、次いで「家族や親族から借りる」が 37.6%、「保有資産を売却する」が 20.0%となった。

<図77 個人として借入れができなくなった場合の行動予測(複数回答)>



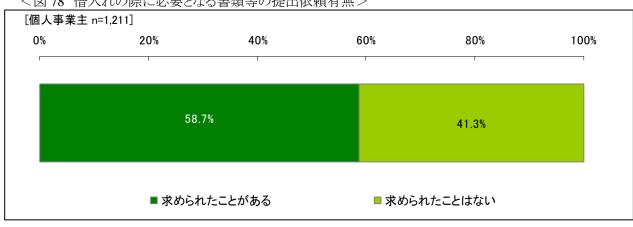
査 結 果 調

(4) 借入れの際に必要となる書類等の提出状況

① 借入れの際に必要となる事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類(*9)の提 出有無

個人事業主に対して、貸金業者から借入れの際に必要となる事業実態が分かる書類や返済能力の根 拠となる書類(*9)の提出を求められたことがあるか調査したところ、「求められたことがある」が 58.7%、 「求められたことはない」が 41.3%となった。

<図 78 借入れの際に必要となる書類等の提出依頼有無>

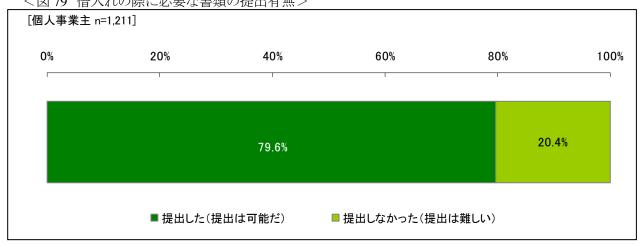


- (*9) 事業実態が分かる書類として、以下の4つのうちいずれかの提出が必要となる。
 - ①確定申告書 ②青色申告決算書 ③収支内訳書 ④納税証明書
 - 貸付額が100万円を超える場合、以下の内容が含まれた返済能力の根拠となる書類の提出が必要となる。
 - ①事業計画 ②収支計画 ③資金計画
 - 貸付額が100万円以下の場合、以下の内容が含まれた書類の提出が必要となる。
 - ①事業の状況 ②収支の状況 ③資金繰りの状況

② 借入れの際に必要となる書類の提出有無

個人事業主に対して、借入れの際に必要となる事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類 を提出したかどうか(あるいは、提出可能かどうか)について調査したところ、「提出した(提出は可能 だ)」が 79.6%、「提出しなかった(提出は難しい)」が 20.4%となった。

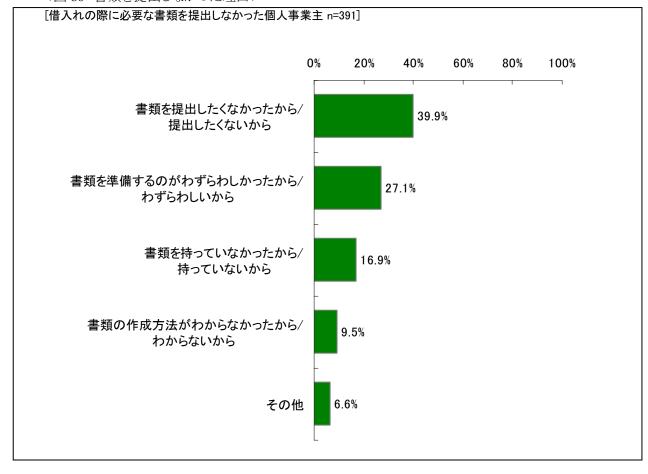
<図79 借入れの際に必要な書類の提出有無>



③ 書類を提出しなかった理由

借入れの際に必要となる事業実態が分かる書類や返済能力の根拠となる書類を提出しなかったとした個人事業主(個人事業主全体の32.3%)に対して、その理由について調査したところ、「書類を提出したくなかったから/提出したくないから」が39.9%、「書類を準備するのがわずらわしかったから/わずらわしいから」が27.1%、「書類を持っていなかったから/持っていないから」が16.9%と続いた。

<図80 書類を提出しなかった理由>

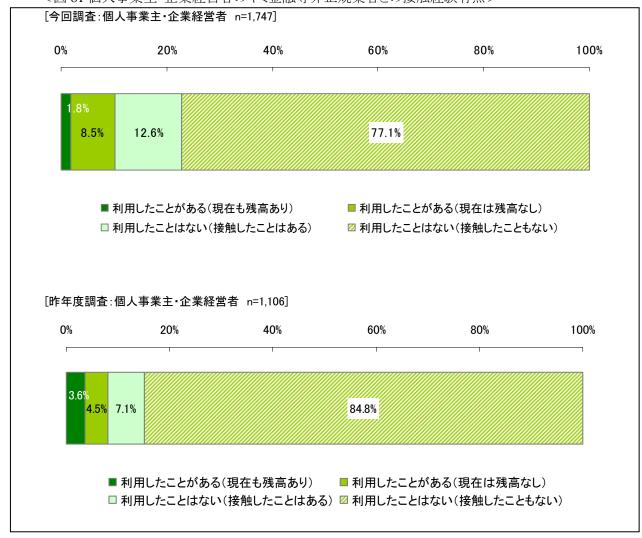


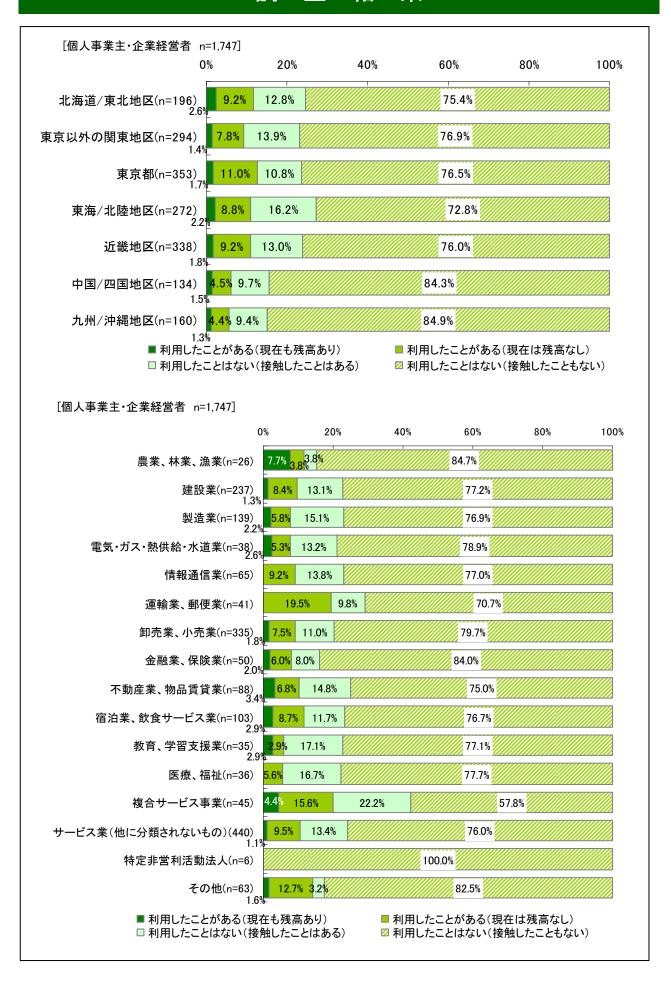
(5) ヤミ金融等非正規業者の利用状況

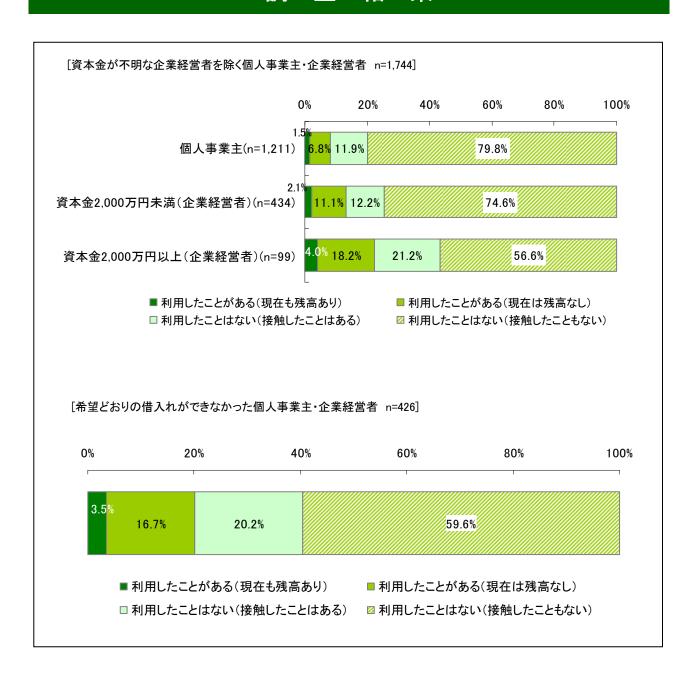
① ヤミ金融等非正規業者との接触経験の有無

個人事業主・企業経営者に対して、ヤミ金融等非正規業者の接触有無について調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在も残高あり)(1.8%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(8.5%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(12.6%)」をあわせて 22.9%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は 77.1%となった。また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした個人事業主・企業経営者(全体の24.4%)では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在も残高あり)(3.5%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(16.7%)」、「利用したことはない(接触したことはある)(20.2%)」をあわせて 40.4%となった。一方、「利用したことがない(接触したこともない)」と回答した割合は59.6%となった。

<図81個人事業主・企業経営者のヤミ金融等非正規業者との接触経験有無>



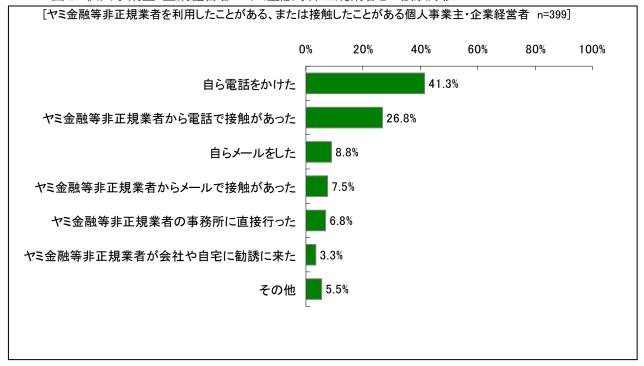




② ヤミ金融等非正規業者との接触方法

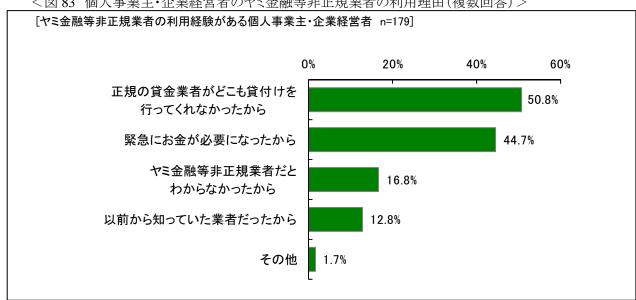
ヤミ金融等非正規業者を利用したことがある、または接触したことがある個人事業主・企業経営者に対して、ヤミ金融等非正規業者への接触方法について調査したところ、「自ら電話をかけた(41.3%)」、「ヤミ金融等非正規業者から電話で接触があった(26.8%)」が上位を占めた。

<図82個人事業主・企業経営者のヤミ金融等非正規業者との接触方法>



③ ヤミ金融等非正規業者からの利用理由

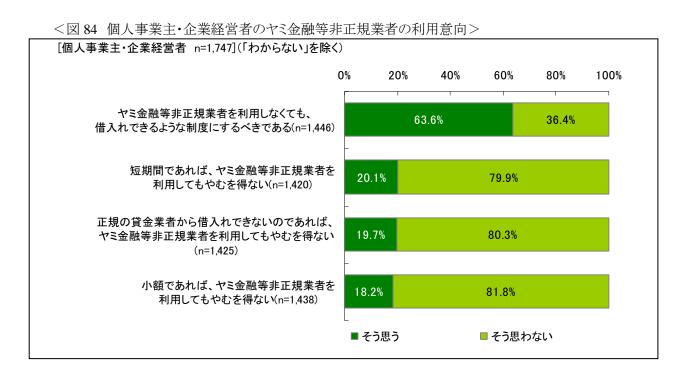
ヤミ金融等非正規業者を利用したことがあるとした個人事業主・企業経営者(全体の 10.3%)に対して、その理由について調査したところ、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから (50.8%)」、「緊急にお金が必要になったから(44.7%)」が上位を占めた。



<図83 個人事業主・企業経営者のヤミ金融等非正規業者の利用理由(複数回答)>

4 ヤミ金融等非正規業者の利用意向

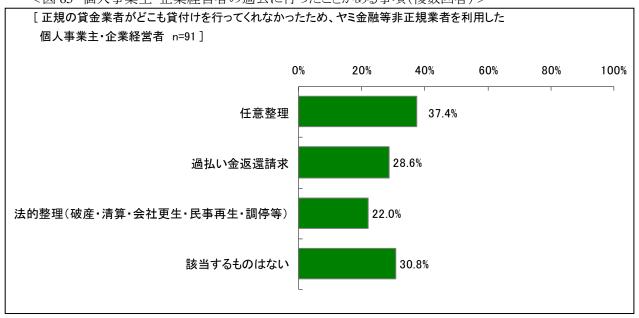
個人事業主・企業経営者に対して、ヤミ金融等非正規業者の利用意向について調査したところ、「ヤミ金融等非正規業者を利用しなくても、借入れできるような制度にすべきである」が 63.6%、「短期間であれば、ヤミ金融等非正規業者を利用してもやむを得ない」が 20.1%、「正規の貸金業者から借入れできないのであれば、ヤミ金融等非正規業者を利用してもやむを得ない」が 19.7%、「小額であればヤミ金融等非正規業者を利用してもやむを得ない」が 18.2%となった。



⑤ 過去に行ったことがある事項について

正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったため、ヤミ金融等非正規業者を利用した個人事業主・企業経営者に対して、過去に行ったことがあることについて調査したところ、「任意整理」が37.4%、「過払い金返還請求」が28.6%、「法的整理」が22.0%となった。

<図85 個人事業主・企業経営者の過去に行ったことがある事項(複数回答)>



結 果 杳 調

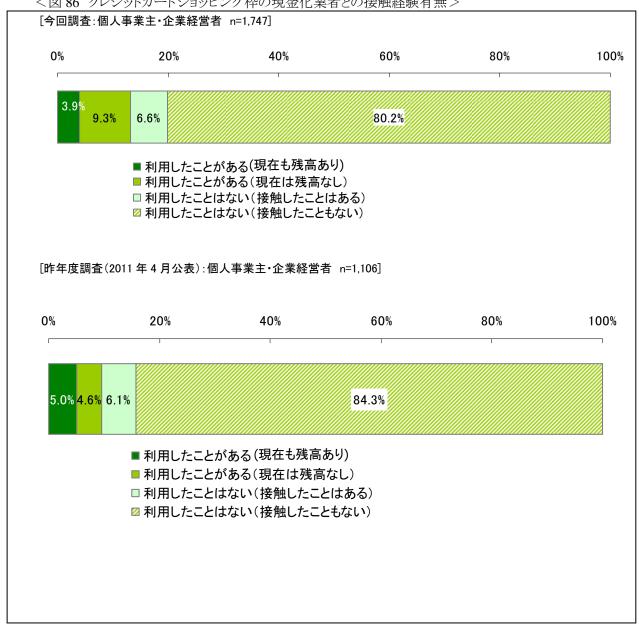
(6) クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用状況

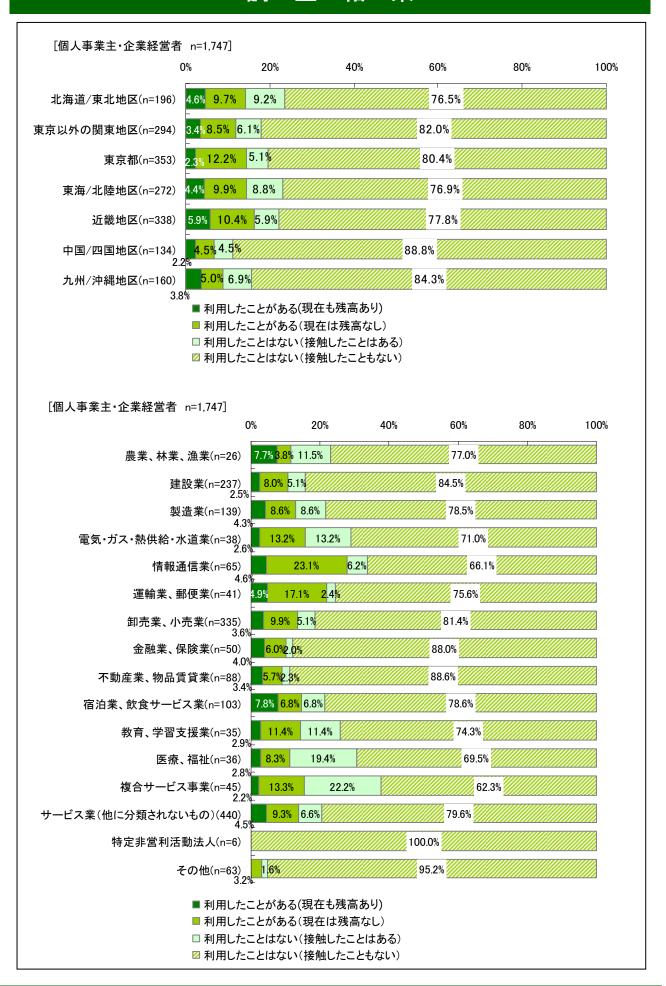
(1) クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験の有無

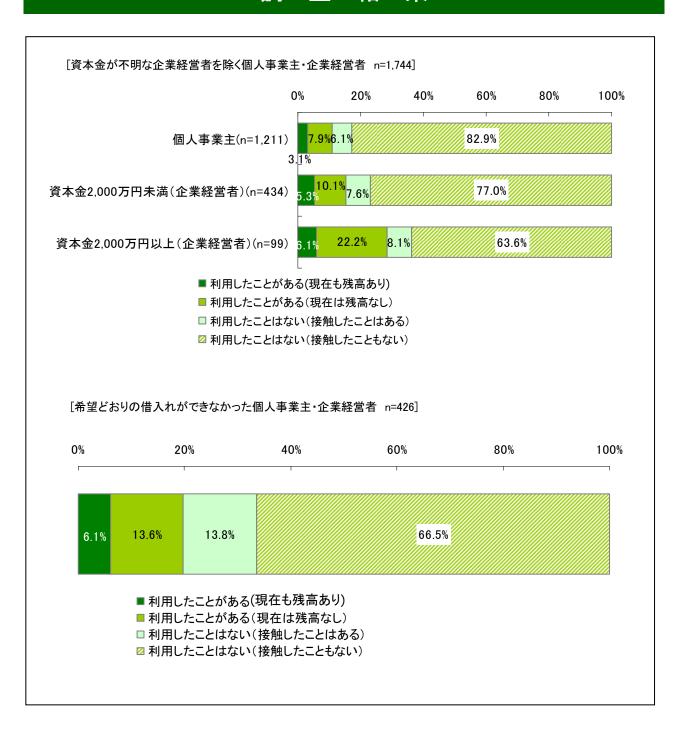
個人事業主・企業経営者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触有無につい て調査したところ、接触したことがあると回答した割合は、「利用したことがある(現在もクレジットカード会 社等に利用分の残高あり)(3.9%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(9.3%)」、「利用したことは ない(接触したことはある)(6.6%)」をあわせて 19.8%となった。一方、「利用したことはない(接触したこ ともない)」と回答した割合は80.2%となった。

また、完全施行日以降に希望どおりの借入れができなかったとした個人事業主・企業経営者(全体の 24.4%)では、接触したことがあると回答した割合は「利用したことがある(現在もクレジットカード会社等 に利用分の残高あり)(6.1%)」、「利用したことがある(現在は残高なし)(13.6%)」、「利用したことはな い(接触したことはある)(13.8%)」をあわせて 33.5%となった。一方、「利用したことはない(接触したこ ともない)」と回答した割合は66.5%となった。

<図86 クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験有無>







査 結 果 調

② クレジットカードショッピング枠の現金化業者からの利用理由

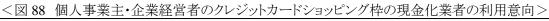
クレジットカードショッピング枠の現金化業者を利用したことがあるとした個人事業主・企業経営者(全体 の 13.2%) に対して、その理由について調査したところ、「緊急にお金が必要になったから」が 64.9%と 最も高く、「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」が 26.8%、「特に違法性はない と思ったから」が 20.3%となった。

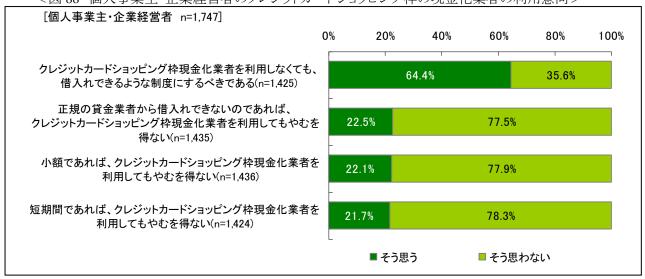
[クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用経験がある個人事業主・企業経営者 n=231] 0% 20% 60% 80% 40% 緊急にお金が必要になったから 64.9% 正規の貸金業者がどこも貸付を 26.8% 行ってくれなかったから 特に違法性はないと思ったから 20.3% 以前から知っていた業者だったから 9.1% その他

<図87 クレジットカードショッピング枠の現金化業者からの借入理由(複数回答)>

③ クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向

個人事業主・企業経営者に対して、クレジットカードショッピング枠の現金化業者の利用意向について 調査したところ、「クレジットカードショッピング枠現金化業者を利用しなくても、借入れできるような制度 にすべきである」が、64.4%、「正規の貸金業者から借入れができないのであれば、クレジットカードショ ッピング枠現金化業者を利用してもやむを得ない」が 22.5%、「小額であれば、クレジットカードショッピ ング枠現金化業者を利用してもやむを得ない」が 22.1%、「短期間であれば、クレジットカードショッピン グ枠現金化業者を利用してもやむを得ない」が 21.7%となった。





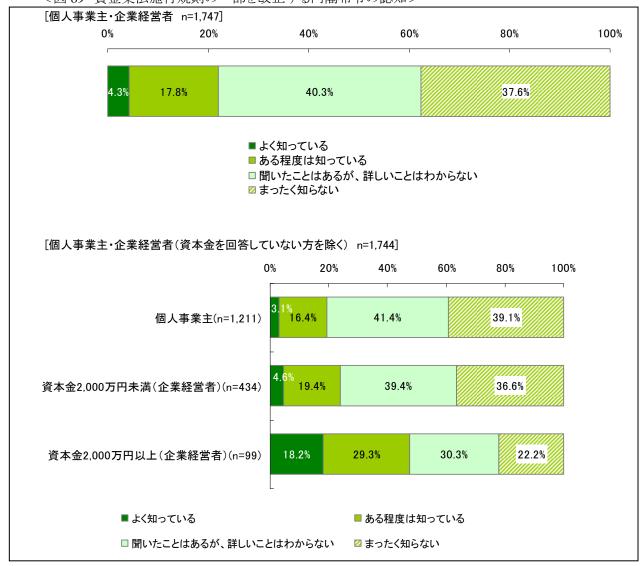
- (7) 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下「中小企業金融円滑化法」と言う)」や「借り手の目線に立った 10 の方策」の有効性
 - ① 貸金業法施行規則の一部を改正する内閣布令(*10)の認知

個人事業主・企業経営者に対して、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣布令(*10)の認知について調査したところ、知っていると回答した割合は、「内容や利用方法について、よく知っている(4.3%)」、「制度の内容や利用方法などについて、ある程度は知っている(17.8%)」をあわせて 22.1% となった。

(*10) 東日本大震災をきっかけに、2011年4月28日に公布・施行された「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令のうち、「総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続の弾力化」を指す。個人事業主が総量規制の例外に当該する借入れを行う場合について、被災者に係る以下の特例が設けられた。

百万円を超える貸付けであれば、「事業計画、収支計画及び資金計画」に照らし、顧客の返済能力を判断しなければならないが、「計画」の策定・提示が困難な被災者に配慮し、より簡素な情報(現状等)に照らし判断すれば足りることとする(百万円以内の貸付けの場合と同じ取扱いとする)。

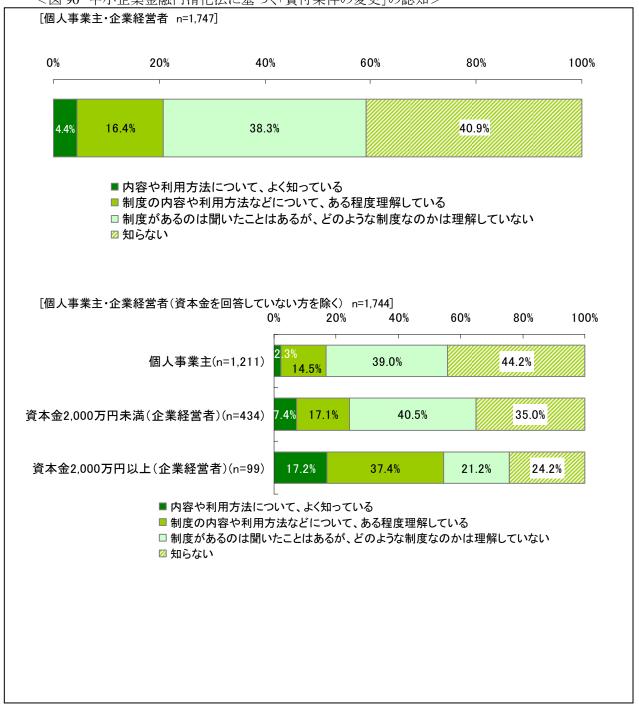
<図89 貸金業法施行規則の一部を改正する内閣布令の認知>



② 中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の認知

個人事業主・企業経営者に対して、中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の認知について調査したところ、知っていると回答した割合は、「内容や利用方法について、よく知っている(4.4%)」、「制度の内容や利用方法などについて、ある程度理解している(16.4%)」をあわせて 20.8%となった。

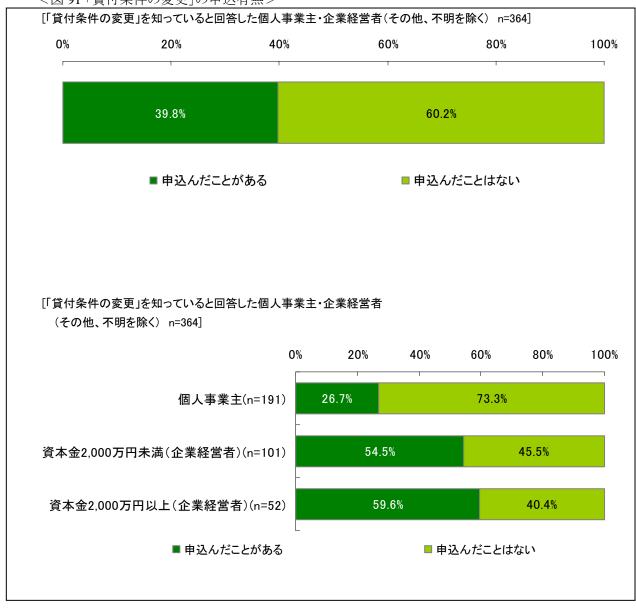




③ 中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の申込状況

中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」を知っているとした個人事業主・企業経営者(全体の 20.9%)に対して、申し込みを行ったかを調査したところ、「申し込んだことがある」が 39.8%、「申し込んだことはない」が 60.2%となった。

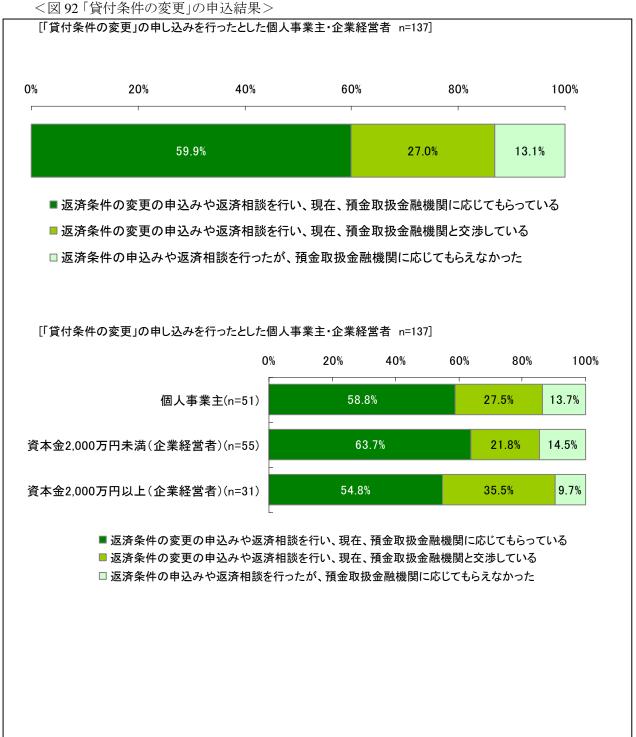
<図 91「貸付条件の変更」の申込有無>



査 結 果 調

④ 中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の申込結果

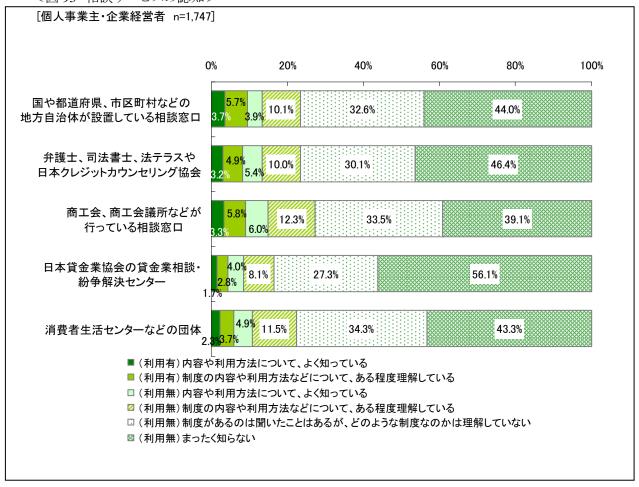
中小企業金融円滑化法に基づく「貸付条件の変更」の申し込みを行ったとした個人事業主・企業経営 者(全体の7.9%)に対して、その結果について調査したところ、「返済条件の変更の申し込みや返済相 談を行い、現在、金融機関に応じてもらっている」が 59.9%、「返済条件の変更の申し込みや返済相談 を行い、現在、金融機関と交渉している」が 27.0%、「返済条件の変更の申し込みや返済相談を行った が、金融機関に応じてもらえなかった」が 13.1%となった。



5 相談サービスの認知

個人事業主・企業経営者に対して、中小企業、個人事業者の経営改善や事業再生をフォローする相談サービスの各制度に対する認知について調査したところ、利用の有無にかかわらず「よく知っている」、「ある程度理解している」という回答は、「国や地方自治体が設置している相談窓口」で 23.4%、「弁護士、司法書士、法テラスや日本クレジットカウンセリング協会」が 23.5%、「商工会、商工会議所などが行っている相談窓口」が 27.4%、「日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センター」が 16.6%、「消費者生活センターなどの団体」が 22.4%となった。

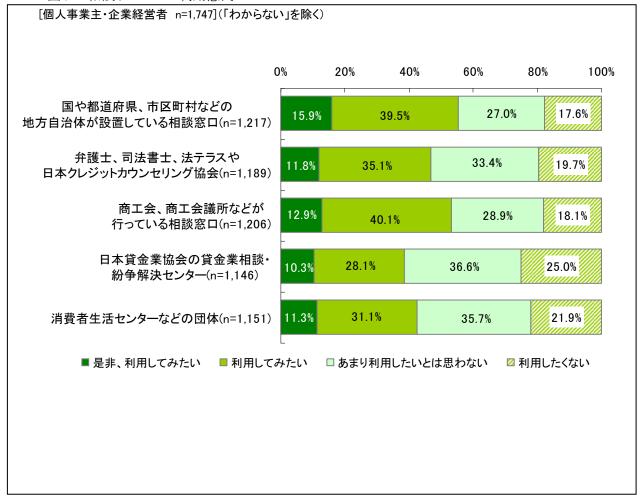
<図93 相談サービスの認知>



⑥ 相談サービスの利用意向

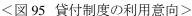
個人事業主・企業経営者に対して、多重債務者等の生活再建・事業再生のための各貸付制度に対する利用意向について調査したところ、「是非、利用してみたい」、「利用してみたい」という回答は、「国や地方自治体が設置している相談窓口」で55.4%、「弁護士、司法書士、法テラスや日本クレジットカウンセリング協会」が46.9%、「商工会、商工会議所などが行っている相談窓口」が53.0%、「日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センター」が38.4%、「消費者生活センターなどの団体」が42.4%となった。

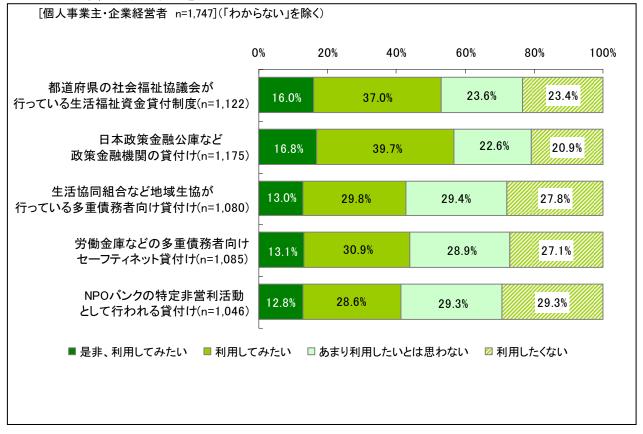
<図94 相談サービスの利用意向>



⑦ 貸付制度の利用意向

個人事業主・企業経営者に対して、多重債務者等の生活再建・事業再生のための各貸付制度に対する利用意向について調査したところ、「是非、利用してみたい」、「利用してみたい」という回答は、「都道府県の社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度」で 53.0%、「日本政策金融公庫など政策金融機関の貸付け」が 56.5%、「生活協同組合など地域生協が行っている多重債務者向け貸付け」が 42.8%、「労働金庫などの多重債務者向けセーフティネット貸付け」が 44.0%、「NPO バンクの特定非営利活動として行われる貸付け」が 41.4%となった。



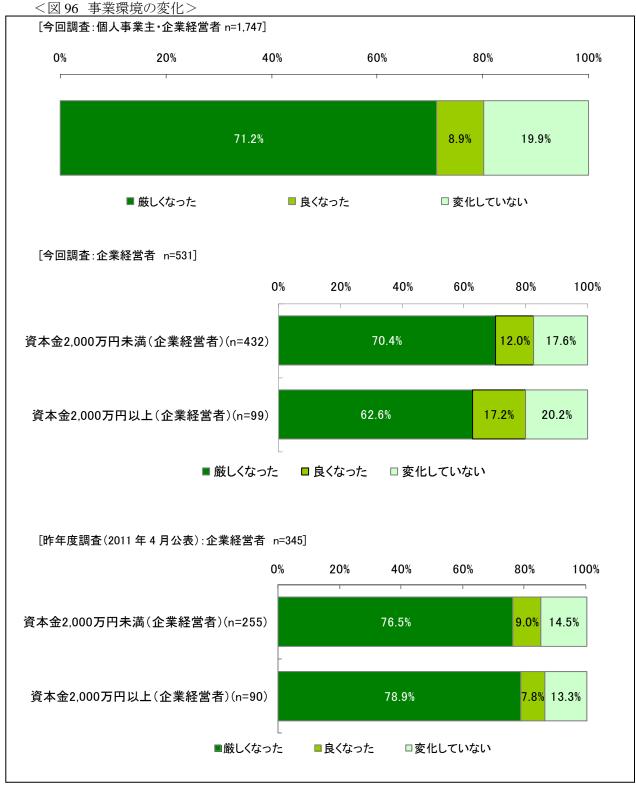


査 結 果 調

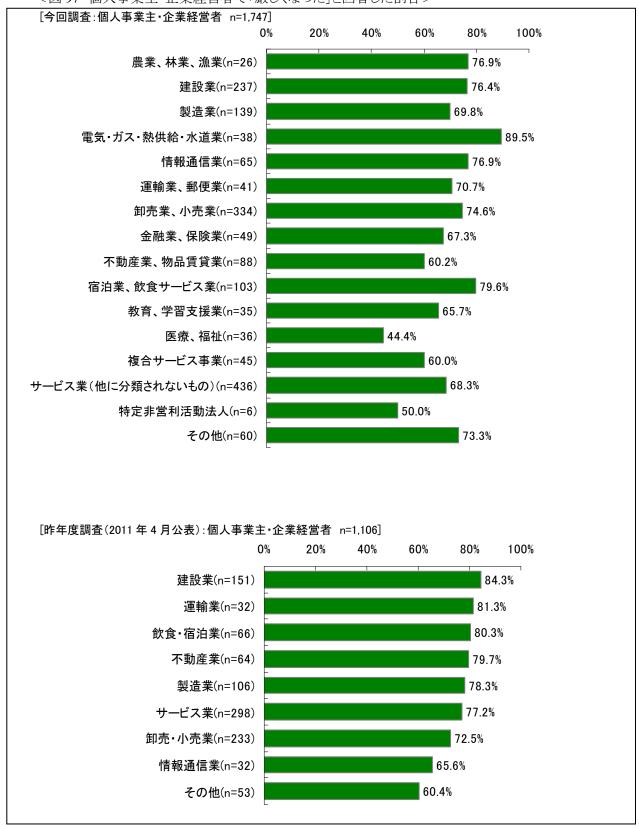
(8) 2006 年当時からの事業環境の変化

1 事業環境の変化

個人事業主・企業経営者に対して、改正貸金業法が成立した 2006 年当時からの事業環境の変化に ついて調査したところ、「厳しくなった」が 71.2%、「変化していない」が 19.9%、「良くなった」が 8.9%と なった。



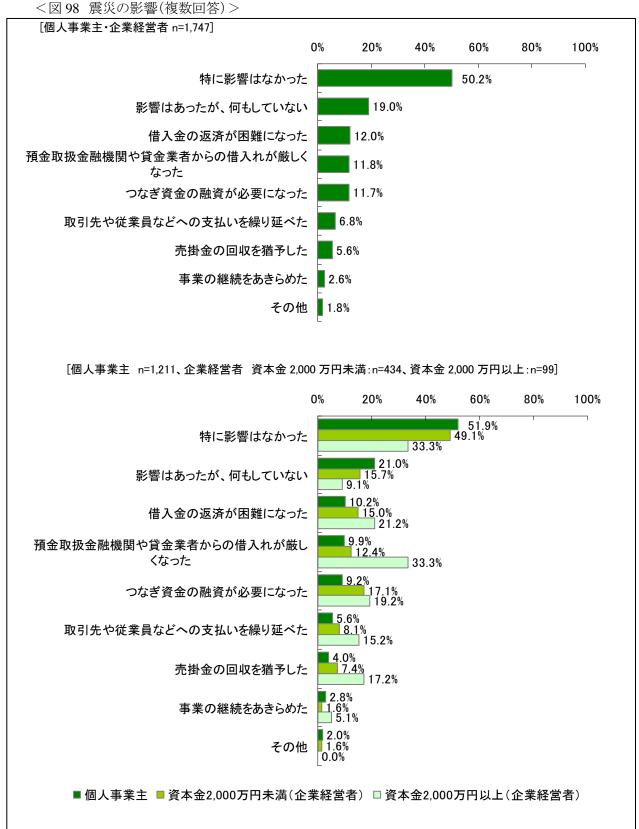
<図97 個人事業主・企業経営者で「厳しくなった」と回答した割合>



査 結 果 調

② 震災の影響

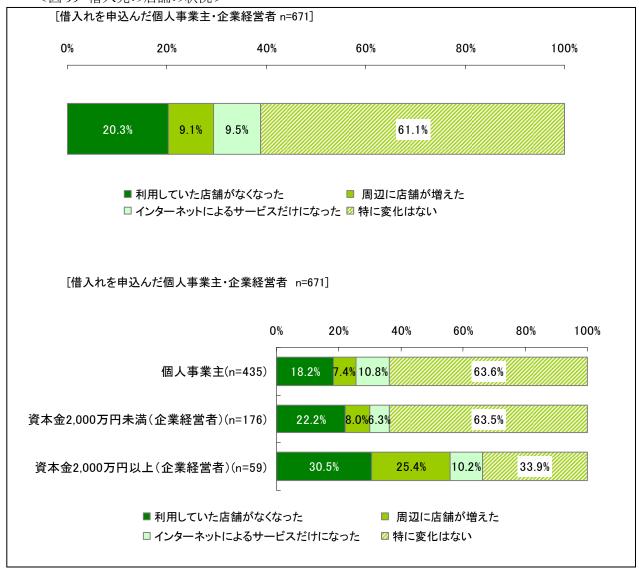
個人事業主・企業経営者に対して、会社の借入れに対する東日本大震災の影響について調査したと ころ、「特に影響はなかった」が 50.2%と最も多く、「影響はあったが、何もしていない」が 19.0%、「借入 金の返済が困難になった」が 12.0%と続いた。

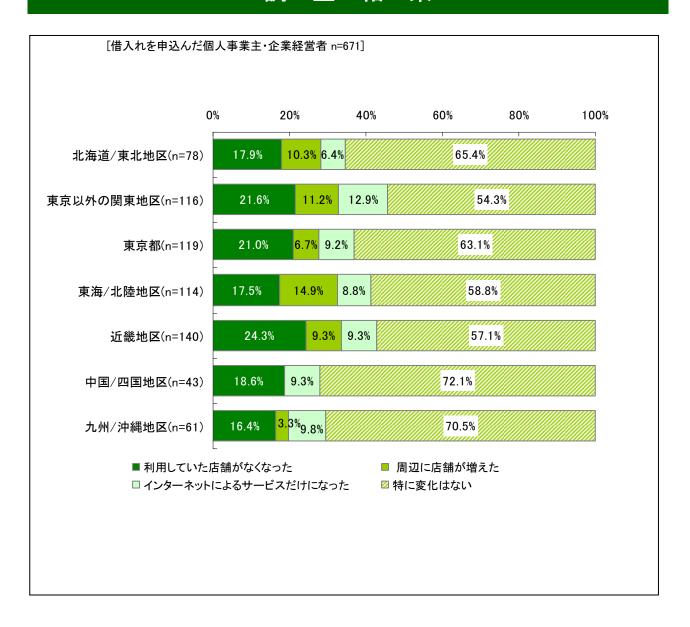


③ 借入先の店舗の状況

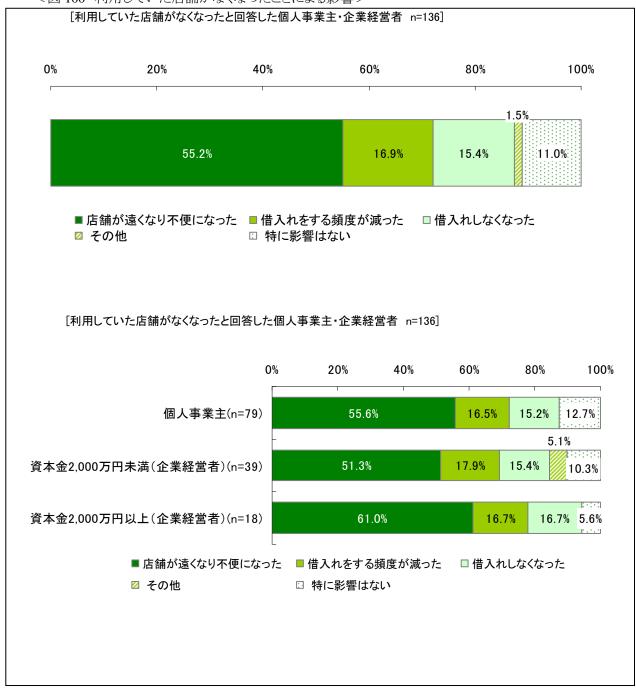
借入れを申し込んだ個人事業主・企業経営者に対して、事業性資金の借入れを行ったことがある貸金業者について変化があったかどうか調査したところ、20.3%が「利用していた店舗がなくなった」と回答、店舗がなくなったことによる影響については、「店舗が遠くなり不便になった」が55.2%となった。

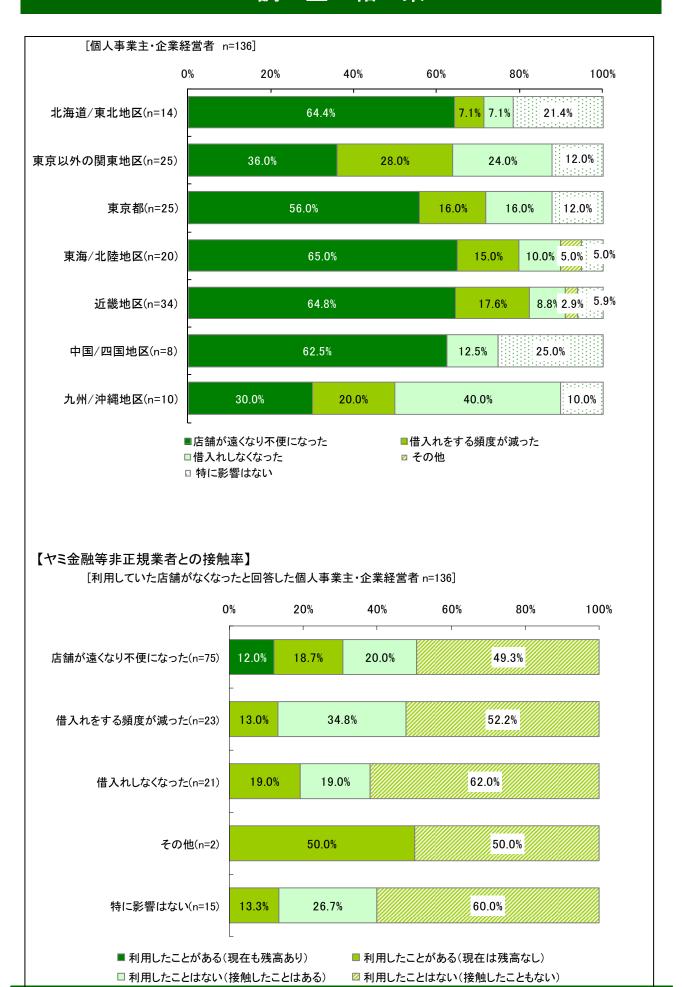
<図99 借入先の店舗の状況>





<図 100 利用していた店舗がなくなったことによる影響>



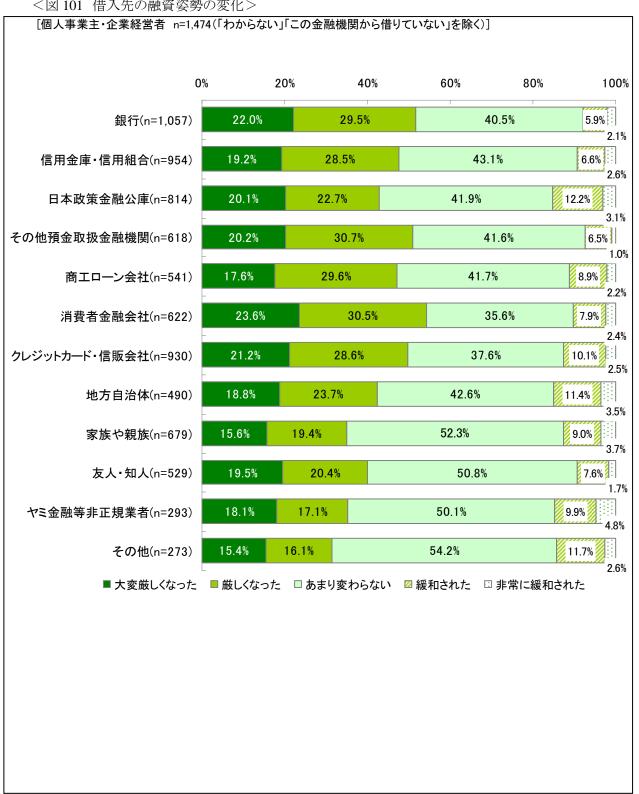


査 結 果 調

④ 借入先の融資姿勢

個人事業主・企業経営者に対して、借入先の融資姿勢について調査したところ、厳しくなったと回答し た割合は、消費者金融会社が「大変厳しくなった(23.6%)」、「厳しくなった(30.5%)」をあわせて 54.1%、クレジットカード会社・信販会社では「大変厳しくなった(21.2%)」、「厳しくなった(28.6%)」を あわせて 49.8%となった。

<図 101 借入先の融資姿勢の変化>

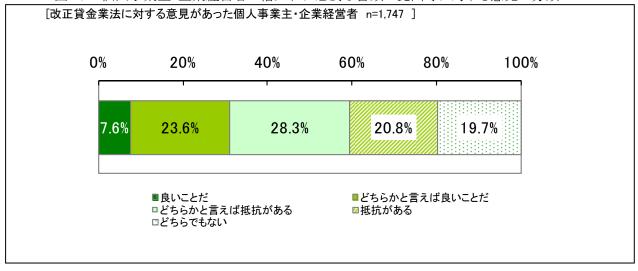


(9) 改正貸金業法に対する意見の傾向

① 借入れに必要な書類の提出等に関する意見

個人事業主・企業経営者に対して、借入れに必要な書類の提出について調査したところ、「良いことだ・どちらかと言えば良いことだ」とする意見は 31.2%、「抵抗がある・どちらかと言えば抵抗がある」とする意見は 49.1%となった。

<図 102 個人事業主・企業経営者の借入れに必要な書類の提出等に対する意見の分類>



② 借入れの際の金利設定について

個人事業主・企業経営者に対して、借入れを行う際の金利設定について調査したところ、「金利が下がったことで、今までよりも借入れしやすくなったと感じる」について、「そう思う」という回答した割合は、48.9%、「小額・短期の借入れであれば、多少金額が高くても借入れができる方が良い」について、「そう思う」と回答した割合は42.5%となった。

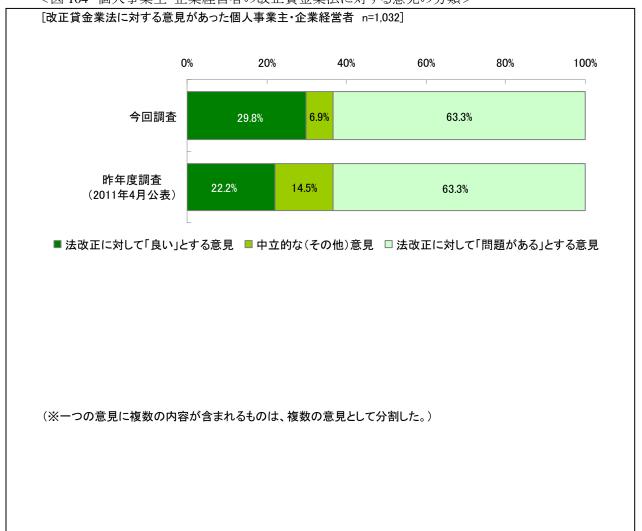
<図103 借入れの際の金利設定についての意見>



③ 改正貸金業法に対する意見の傾向

個人事業主・企業経営者に対して、改正貸金業法の完全施行に対する意見を調査したところ、回答のあった個人事業主・企業経営者のうち、「良い」とする意見は 29.8%(前回資金需要者調査と比べて7.6 ポイント上昇)、中立的な意見は 6.9%(同 7.6 ポイント低下)、「問題がある」とする意見は 63.3%となった。

<図 104 個人事業主・企業経営者の改正貸金業法に対する意見の分類>



以上